

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更))【37】」

2. 日時：令和4年4月22日(金) 15時45分～20時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、畠山審査官、
岩野審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ マネジャー※ 他6名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：なし

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

- ・大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請保安水準を適用する火災感知器設計の整理について(4月21日のヒアリング資料-1)
- ・大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請コメント回答について(4月21日のヒアリング資料-2)
- ・大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請補足説明資料(抜粋)(4月21日のヒアリング資料-3)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁の岩野です。それでは大井発電所第 34 号機、火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請についてのヒアリングを始めたいと思います。
0:00:12	それでは、衛藤関西電力におかれては、提出していただいた整理表の、
0:00:18	画面共有をお願いします。
0:00:22	連絡
0:00:24	原子力事業本部側からでございます。整理表、
0:00:29	用意させていただきます。
0:00:52	関西電力熊倉です。整理表の方確認できますでしょうか。
0:01:01	はい。規制庁の今野です。確認できています。
0:01:05	それでは、その整理表に基づいて幾つか確認をしたいんですけども、まず、オペレーティングフロアの
0:01:15	煙感知器のところ、これ、この欄、
0:01:18	感知器の組み合わせの欄ですね、アナログ式の煙感知器ここをハッチングにしても大丈夫だと思うので、
0:01:25	ハッチングをお願いします。
0:01:29	その上で、
0:01:31	穴オペレーティングフロアの煙感知器のところの、理屈のところですけども、これは昨日、
0:01:41	確認をした内容から何か精査をして変えて、修正をしているというところがあれば、説明をお願いします。一番下の、
0:01:50	SAのところについては、
0:01:53	まだ検討中という段階だったと思いますが、何か検討した上で修正とかしていますでしょうか。
0:02:01	フィーリングクマクラです。
0:02:03	理屈の欄につきましては、現在もちょっと検討中でございます。そのため今現状の記載というのは、昨日の断面での記載から変更ないものとなっております。
0:02:18	はい。規制庁の今野承知しました。それでは上のところはあんまり何も、昨日からは特に何も変わってないということなので、昨日確認したところの続きから進めたいと思います。
0:02:31	そうですね。それでは、シンプル配管室のところをお願いします。
0:02:49	はい。ありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:52	まず、すみませんシンプル配管室のところも、
0:02:57	傾斜部分のところはどう、どうして工事ができないのかってところもまだ資料とかを作成中で、特段木野。
0:03:07	説明していただいた内容から、何か追加で説明できそうなものってのは、何もないうってことでよろしいですか。もし何かあれば、説明をお願いします。
0:03:36	関西電力熊倉です。
0:03:39	ドライ計装用シンプル配管室の鶏舎ろうの部分についてですけれども、ただいま現場の動画等から、その現場の状況がお示しできるものっていうのを、
0:03:52	準備しているところでございます。
0:03:55	後継者の部分につきましては、
0:03:58	す昨日も
0:04:01	お話をさせていただきましたが、シンプル配管というのが、天井付近にも敷設されておりまして、人の寄りつきができなくて、
0:04:14	できないというふうに考えてございます。
0:04:22	はい。規制庁の矢内です。特段昨日から追加で情報があるわけではないということで承知をしました。
0:04:30	すみません。
0:04:32	そうですね。
0:04:36	シムラハタイソこの建屋のところなんですけど、確か昨日の話だと、
0:04:41	建屋のところについては工事ができないっていうところだったと思うんですね。で、
0:04:49	環境条件であったり、
0:04:52	適切でない理由っていう、適切でない説明っていうところについてはその工事ができない工事が不可能であるっていうところのニュアンスをさせていたきたいんですけど。
0:05:05	今修正できますでしょうかこれ。
0:05:59	規制庁の今野です。環境条件の方にも、その同じにゆ工事がすることが不可能だっていうニュアンスを入れていただけますと幸いです。その上で、橋梁だからできないっていうところの、
0:06:12	条件をつけるかどうかっていうところは、
0:06:16	そうですねちょっと検討を、以下必要かもしれない。
0:06:59	はい。規制庁の今田です。ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:03	まず、背適切でない説明というところについては、建屋のところについては、共通の理解が、
0:07:12	できたのではないかなと思っていますすみませんアナログ式の熱感知器の建屋のところの、適切な説明というところですね。
0:07:25	ここについては共通理解がえられたのではないかと思う思うんですけど、関西電力としてはいかがでしょうか。
0:07:37	関西電力の方です。
0:07:39	立坑の部分は共通にしていって、理解いたしました。
0:07:45	はい。規制庁の米津ありがとうございます。それでは、その部分をハッチングをお願いします。
0:07:52	いや、すみません。建屋のところ、全域。すみません。場所のところはですね、建屋な経済を含むか含まないかっていうところは、
0:08:02	まだ残っていると思ってますので、
0:08:05	陸環境上、そうですね、説明のところ、とりあえずお願いします。
0:08:10	そうですねはい。
0:08:11	で、あとその橋梁かつ干渉物により、
0:08:15	よって、
0:08:18	工事ができないっていうふうに、所、橋梁、
0:08:24	狭隘っていうところの、
0:08:26	条件をつけるかそれとも単に工事が不可能なのな、環境条件というふうにするかどうかっていうところは、ちょっとそうですね関西電力の方で、
0:08:36	ご検討いただければと思います。こちらとしてはどちらでもいいかなと思って、
0:08:45	はい。そのフェリーバーガー
0:08:48	あ、どうぞ。熊倉です。狭隘なところという環境条件が必要かどうかというのは、最終的に基本設計方針を書くにあたって本当に必要な、
0:09:02	なのかどうかというところを勘案した上で、記載のほうは適正化させていただきたいと思います。
0:09:09	はい。規制庁の今田です。ありがとうございます。
0:09:11	アナログ式の煙感知器の方もですね、建屋のところの、の環境条件と、あと適切な説明ってのは同じ。
0:09:21	説明になってなると思うんですけど、いかがでしょうか。
0:09:29	関西電力熊倉です。アナログ式の煙感知器につきましても、パフォーの場所というのは、この理由のところと環境条件は同様になると考えてお

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	りますので、こちらについても記載を適正化させていただきたいと思 います。
0:09:46	はい。規制庁の今田です。それでは政令の修正の方をよろしくお願 いします。
0:09:52	あとすいませんハッチングの方もよろしくお願います。
0:10:11	規制庁の今野ですありがとうございます。
0:10:13	それで、
0:10:15	あとすいません、アナログ式の煙感知器の下部のところをですけども、
0:10:23	はい。その部分ですね。
0:10:25	その部分についてはですね、
0:10:29	概ね概ねですね、こちらも同様の理解をして、
0:10:34	また、ただちょっと書きぶりのところだけなんですけども、
0:10:44	まず、
0:10:46	適切でない説明っていうところですね。
0:10:51	所長もつけます。
0:10:58	はいすいません規制庁の米津お待たせしました、
0:11:00	環境条件のところはと、適切な説明っていうのは、マツイになると思 いますので、環境条件じゃなかった、適正でない説明のところに書いて ある。
0:11:13	集団線量であるだとか、個人線量、
0:11:18	が、結局のところすいません。江藤。
0:11:22	10mmグレイパーアワーを超える場所っていうのは結局感知器を、
0:11:28	間ICチップが壊れてしまって感知器が選定できないっていうところに関 係していると思っていて、結局その設置できない理由っていうのを、
0:11:38	は、すいませんちょっとお待ちください。
0:12:07	すいません規制庁の岩野です。社長お待ちください。
0:16:37	すいません規制庁の岩野です。お待たせしました。
0:16:40	シムラ配管室の煙感知器のところですけど、今これですね、
0:16:45	空気吸引式の話と、アナログ式の煙感知器の話がまざっていると思 てまして。
0:16:51	入口部分とか立坑のところ、まず、まず下部のところについては、
0:16:58	選定の段階で、その放射線が理由、その 10mmグレイパーアワーとい うところの構成が理由で、アナログ式の煙感知器なりっていう空気吸引 式以外の煙感知器については、
0:17:10	選定できないので、選定、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:12	の段階でそれらは抜けますと、で、残るのは、空気吸引式の煙感知器だけだと、で、今回この表というのは設置についての表なので、選定の段階で残った空気吸引式の煙感知器について、
0:17:26	下部のところに設置できない理由はどういうふうな理由で、どういうそれは環境条件なんですかねっていうふうな整理をすべきなので、まずそのアナログ式の煙感知器っていうところで入口建屋がかぶって全部にかかっていると思うんですけど、
0:17:40	この部分が、下部は空気吸引式で、
0:17:43	上二つはアナログ式なり他の煙感知器っていう、そういう分け方になるんじゃないかなと思うんですけど、関西電力の方はいかがですか。
0:17:57	関西電力熊倉です。今岩野さんの方でおっしゃっていただいたことなんですけれども、確かにシンプル配管室の下部については、空気吸引式の煙感知器、
0:18:07	これを設置できない。
0:18:10	ことについて、今現状の整理表が記載になってございますので、この感知器の組み合わせのところ、下部は切り分けて記載する方が適切だと感じてございますので、
0:18:23	整理方法を修正させていただきたいと思います。はい。規制庁の今野S Eそれではそうですね煙感知器そうですね、感知器の組み合わせのところの、そうですね。基本のところ推薦をお願いします。
0:18:56	はい。規制庁の岩間です。ありがとうございます。その上で、
0:19:01	書いていい。衛藤。
0:19:04	説明適切でない説明のところについては、今書いていただいている、被ばく線量、IA等、集団線量なり個人線量なりの被ばくが、
0:19:14	問題だと思ってるっていうところは共通認識かと思います。ちょっと1点だけ、
0:19:24	ちょっと言葉が足りてないかなと思っているところですね。
0:19:34	一つはですね
0:19:37	作業に係る放射線防護計画を策定する段階で、
0:19:50	ちょっとすいません市町村、
0:20:03	すいません規制庁思います。
0:20:05	すいません。すいませんちょっとひとまず環境条件と適切な理由というところが対になるように、環境条件の方、
0:20:16	適切でない説明に合わせて、修正をしていただけますでしょうか。
0:20:44	関西電力熊倉です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:46	そちらの理由と理由のところなんですけれども、対になるような記載として、適正化させていただきました。
0:20:58	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。
0:21:03	ちょっとお待ちください。
0:21:40	はい、規制庁のような様子ありがとうございます。ここについてもちょっと文言の調整は最後、もう少し詰める必要があるのかなと思ってはいるんですけど。
0:21:51	概ね、環境条件とあと適切な説明というところについては共通理解が見られたと思ってますので、
0:22:00	下部っていうところから、説明というところまでグレーハッチング、お願いします。
0:22:06	すいません。空気吸引式感知器っていうところからハッチングしてもいいかもしれない。
0:22:21	はい。ありがとうございます。
0:22:23	それからすいませんちょっとお聞きし忘れていたんですけど、とりあえず、今のところろ、
0:22:31	ですね、
0:22:33	昨日のヒアリングの段階では、エリアごとに保安水準適用をさせますっていうそういう話を、説明されていたんですけど、
0:22:44	その説明については、今のところ、引き続きその応説明でやりたいですっていうことでよろしいでしょうか。それとも、考え方の違い、考え方に、
0:22:55	変更があったりすれば、回答の方よろしくお願いします。
0:23:04	菅先生、遊佐でございます。昨日、エリアごとに保安水準と申したのはこの整理表が固まったら、基本設計方針、
0:23:16	或いは添付の説明書、これの記載に反映していくというところを意識して、現状、
0:23:26	添付の説明書であるとか、補足説明資料、エリアに対して、いろいろ感知器設計記載している部分ございますんで、素行がかなり変わる可能性が高いと。
0:23:40	いうふうに危惧しまして、ちょっとそのように申ししていましたけども、そのままいろいろ考えまして、整理表は整理表で、頭の整理として、
0:23:53	整理しやすい形で作っていくと、その上で、基本設計方針は、特にエリアに対して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:03	設計を書くんじゃないくて、衛星感知器の設置場所の環境条件、これに対して、保安水準適用するのじゃないとか、そういったところを、基本設計方針、
0:24:17	マークと、添付、補足説明資料については、今のたてつけエリアに対して換地設計書いている部分は、そういった構成。
0:24:30	そのまま残すんですけども、基本設計方針で記載する。そういった環境条件へと紐付けて、そういった環境条件の場所については、保安水準を適用すると。
0:24:45	いう、そういった構成で、今後、記載させていただきたいなというふうに思いまして、整理表については、頭の整理が、
0:24:57	しやすい形で作っていてもいいのかなというふうに考えています。
0:25:06	はい。規制庁の山名です。統率お待ちください。
0:25:47	あ、すいません、規制庁のようなやつを持たせました。今のご説明だと、今保安水準②っていうのはこのシンプル配管室では、入口と建屋等下部全部にかかっているように見えますけど、
0:26:00	分割されるイメージでよろしいでしょうか。
0:26:07	関西電力吉田でございます。分割して、整理すること。
0:26:12	こちら問題ないと思っております。
0:26:17	はい規制庁の今のS、承知しましたそれではちょっと今の段階でちょっと分割していただいてもよろしいでしょうか。
0:27:02	関西電力は変えず、
0:27:04	炉内計装用シンプル配管室の煙感知方式につきましては、入口部分は消防法施行規則通りに、アナログ式の煙感知器をつけておりますので、
0:27:13	本水準の別ですけれども、消防法施行規則通りと記載させていただきました。
0:27:19	あと立坑下部の部分なんですけれども、こちらにつきましては、いずれの感知器についても、バースイシマル2を適用する設計としてございますので、
0:27:29	それがわかるように、列の方を修正させていただきました。
0:27:36	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。上の、アナログ式の熱感知器のところも同じようになるでしょう。
0:27:46	分割のところファン水準の分割のところですね。
0:27:53	関西電力からです。熱感知方式の方につきましても、同様に、保安水準を適用するか、場所というのが、ちょっと今の表の状態と異なると思いますので、その点修正させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:08	はい。規制庁の今野です。先生の方よろしく申し上げます。
0:28:31	関西電力熊倉です。
0:28:35	炉内計装用シンプル配管室の熱感知方式につきましては入口部分と下部につきましては、消防法施行規則通りと。
0:28:42	立坑の部分につきましては保安水準②を適用する設計としてございますので、今のような形で修正させていただきました。
0:28:51	はい規制庁の今のS、承知しました。
0:28:54	そうですね。あと、すみませんちょっとお待ちください。
0:34:09	はい、すみません規制庁の岩野です。すみません、ちょっと今、シンプル配管室のところ、いろいろそのハッチングで作業をしていただいてちょっとこれまでの
0:34:21	セイリガクにふ踏まえて、橋梁工事ができないであるとか、ちょっと被ばくの話とかで、
0:34:30	ちょっと感知器の専管つきの書き方、
0:34:34	分け方だとか、
0:34:36	区域のところろうですね、環境条件であったりとか、適切な説明であったりだとかっていうところをちょっと今整理をさせていただいたんですけど。
0:34:48	ちょっとすみません。ちょっと手間をかけさせてしまって恐縮なんですけど今、入口、アナログ式の煙感知器の入口部分であるとか、
0:34:59	アナログ式の熱感知器の入口部分とか、下部の部分ってところが、今消防法施行規則通りというふうに、
0:35:08	書いてあるんですけども、
0:35:10	ちょっとその点に懸念を持っていますですね、シンプル配管室のところは
0:35:19	格納容器の下部のところに、穴があいていると思うんですけど、そういったところとかっていうのは針とかっていうのはあるのでしょうか。
0:35:29	真木にしているのがですね機能するループ室のところで、梁とかがないようなところは、結局全部おんなじ感知区域になるのでオペフロとかも、
0:35:40	全部同じような感知区域になってしまうんじゃないかと、そういう話をさせていただいて、Dループ室のところ、シンプル配管室のところもですね、
0:35:50	格納容器の下部であるとかそういったところの
0:35:53	感知区域の条件を満たしているかどうかというところの判断によっては、同じように、ちょっと消防法上対応できない場所。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:04	ていような整理になるようにも思っていますね、ちょっと関西でそれを踏まえてちょっと関西電力の方の考えを梁の
0:36:14	ところの張りのありなしみたいなところを踏まえてちょっと関西電力の考えを、回答していただけますと幸いです。
0:36:27	関西電力吉田でございます。この入口立坑下部というところは特に針で分離されている場所ではないので、一つの感知区域というふうになっております。
0:36:39	前回、前々回ですかね、ヒアリングでもそういった状況にあるんで、必要な感知器を必要個数を設置したとしても、消防法施行規則通りにはならないのではないかと。
0:36:56	そういった
0:36:58	ことで、こちらもどうしようかと検討中だったんですけども、ここについては、消防法施行規則通りというよりは、基づいて、
0:37:12	その入口部分、或いは下部の部分の面積に対して、必要な個数を消防法施行規則に基づき設置と、そういう意味合いで今、ちょっと括弧書きで書かしてもらってるという状況でございます。
0:37:28	はい。規制庁の今野SEありがとうございます。
0:37:31	感知区域としては、石化障防法の総合施行規則のその定義をしっかりと満たしていると考えているかどうかというところ。
0:37:43	回答お願いしますでしょうか。まさにその格納容器の下部のところかですね、に針があるようにあって、感知区域としてしっかりと定義されるようされることをさせることができるような、
0:37:56	場所であるかどうかというところですよ。
0:38:01	はい。関西電力吉田でございます感知区域に対しては、消防法施行規則通りとは言えないというふうに考えております。
0:38:12	はいすいません規制庁の今野です。ありがとうございます。そうするとですね昨日ちょっとループ室のところ、
0:38:20	確認をさせさせさせていただいたところですね、ループ室の環境条件のところ、括弧書きのところ、消防法施行規則の考えで設置ができないというところ括弧書き、
0:38:35	ちょっと書いていただいたところあるんですけど、ここと同じような状態になるというふうな認識になるのでしょうか。
0:38:45	すいませんこちらはちょっとそのように考えています。
0:39:15	勢力はこれです。
0:39:17	昨日、原子炉格納容器ループ数の方で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:21	括弧書きで消防法施行規則の考えで設置ができないと、牧田伊井を最追加させていただきましたが、こちらと同様のものというふうに考えております。
0:39:34	はい規制庁のような少々お待ちください。
0:40:48	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。すいません。お待たせしました。そうすると、1点まずお願いした猪野はですね、
0:41:03	ですね、
0:41:06	ループ室のえーとですね。
0:41:11	ループ室のところの括弧書きのところですね、消防法に基づいて、設置でき、考えて設置ができないという括弧書きのところを、ちょっとルールシンプル配管室全体、
0:41:23	すべての間、
0:41:25	今環境条件で書いてあるすべてのところに移していただきたいと。
0:41:33	はい。ただそで、その前にですねちょっと放射線のところさっき整理したところですねこの高放射線は、下部のところ、空気元式の下部の放射線の
0:41:44	被曝線量によって設置できないというところの説明であるだとか環境条件というのは、これはタンク室とかバルブ室のところと同じになるのでちょっとさっき整理した。
0:41:57	文言はそのまま生かしたいので、空気吸引式の環境条件と適切な説明のところをちょっとコピーして、タンク室とかバルブ室のところに、ちょっと梁を張りつけていただきたいと。
0:42:16	バルブ物資とかタンク室は、空気吸引しきい説明されていたのと同じ理由で、被ばくが理由で説明、下設置ができないということ、これまで説明していたと思いますので、
0:42:30	バルブ室タンク室とあとシンプル配管室の煙吸引式空気検知器の煙感知器ってのは、同じ理由かなと思っています。
0:42:39	関西電力の方はいかがでしょうか。
0:42:47	関西電力桑村です。今おっしゃっていただいたことについては共通認識と理解してございます。
0:42:53	今岩谷さんがおっしゃっていただいたのは、この吸引式の煙つきの環境条件、
0:42:59	のところに記載している内容というのが、らせん棟エリアのような、ダクト内に設置してるところと同じだろうと、いうことが一つと、もう一つとしては、10ページの方で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:13	記載してございました。消防法施行規則通りではないという、その文言についてを、シンプル配管室の入口株についても、
0:43:25	反映すると。
0:43:26	その二つだと思ってるんですけども、こちら認識相違ないでしょうか。
0:43:31	規制庁のようです。一つ目については認識の相違はありません。二つ目についてはですね、今入口と下部だ形っておっしゃったんですけど、結局建屋のところも、
0:43:43	要は幹事区域として、そのシンプル配管室って呼んでいるエリア自体が、
0:43:48	管理区域として定義できないのであれば、結局、包含されて、建屋のところも含めて、障防法で感じ、の考えで設置できないっていう条件は、
0:44:01	まずすべての場所にかかるのかなと思っているので、
0:44:06	建屋のところとかも含めてかかるのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。
0:44:15	関西電力熊倉です。今ご説明いただいた内容については、その通りだと考えますので、ちょっと反映させていただきたいと思います。
0:44:25	はい。規制庁の今野ですありがとうございます。すいませんそれでは車作業の方、よろしくお願いいたします。
0:45:45	関西電力中です。先ほどの2点ですね、反映いたしました。
0:45:51	こちらのイメージはありますでしょうか。
0:45:54	はい規制庁のようないす。ちょっと確認をするので少々お待ちください。
0:46:27	はい。すいません規制庁のようですシンプル配管室のところの煙感知器のところも見たいのでちょっと下げていただけます。
0:46:49	すいません規制庁の矢野です。
0:46:52	シンプル配管室の空気吸引式の煙感知器のところを確認したいので、画面ちょっと下に下げていただけますと幸いです。
0:47:06	すいません規制庁の岩野です下部のところについても、括弧書きの消防法施行規則の考えで設置できないっていうところは同じだと思っているんですけど、いかがでしょうか。
0:47:22	関西電力熊倉です。
0:47:25	今おっしゃっていただいた通りだと。
0:47:27	考えてございます。
0:47:28	そちらについても適正化させていただきました。
0:47:33	規制庁の岩根です。ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:41	規制庁の矢内さんありがとうございます。ちょっとすみません、ちょっとした手間になってしまって申し訳ないんですけど、そういえばは、先ほどちょっとハッチングいろいろ付けさせてもらった。
0:47:52	ところですね、ちょっとよくよく考えてみると全域にわたってその消防法施行規則の考えで、管理区域が設定できなかったりするとかっていうそういう理由からして、
0:48:04	幹事が設置できないってそういう環境条件になるかなと思っているので、ちょっと1度全域のハッチング、全体のハッチングをちょっと1回除いてもらって、
0:48:16	ただ関西電力と我々で握れた考えとしては、括弧書きのところは全域にかかっているねってところまではちょっとに切れたかなと、今そういう状況かなと思っています。
0:48:27	ですから、共通認識をえられたと思っていますので、その点ちょっと関西電力の方、共通認識えられたかどうかというところ、回答をお願いします。
0:48:41	関西電力赤井です。
0:48:43	今のさあがおっしゃっていただいたこと、共通認識というふうに考えてございます。シムラ配管室の入口部分立坑株、これはすべて、
0:48:53	消防法施行規則の考えで設置ができないというところで、一つ全域なのかなというところで考えてございます。
0:49:01	はい、規制庁のような様子ありがとうございます。すいません。そうするとちょっと一度ハッチングしていただいたところ除いてもらってもよろしいでしょうか
0:49:18	そうですねそこもですね。
0:49:24	ありがとうございます。そうすると、
0:49:28	今ですねちょっといろいろ
0:49:33	環境条件を変えていただいたところでちょっと恐縮なんですけど、消防法施行規則の考えで設置できないところが全域に対しては全部だっということになると、
0:49:44	アナログ式熱感知器であるとかアナログ式の煙感知器と空気吸引式の泡空気については1個なのでいいかもしれないんですけど、熱感知器と煙感知器のところですね。
0:49:55	今、セルが分かれる感じになりますけど、
0:49:59	同じ条件になると思うのでちょっと統一っていうんすかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:05	統合していただいて一つのセルにさせていただきたいんですけどいかがでしょうか。
0:50:12	はい。関西電力赤井です。
0:50:15	その一つの認識ですので一旦、適正化させていただいてもよろしいでしょうか。はい。規制庁の矢内ですよろしくお願いします。
0:51:23	はい、規制庁のようなです。ありがとうございます。
0:51:27	そうですね。ありがとうございます。
0:51:30	そうすると、あと、あと保安水準って書いてある、列ですね。
0:51:36	ここも
0:51:38	同じ考えになると思うので、多分全部本水準②っていう考えになるのではない、なるのではないかと。
0:51:45	と思いますがいかがでしょうか。
0:51:52	関西電力の甲斐です。共通認識だと思imasので、こちらも、アナログ式の熱感知器とアナログ式の煙感知器、空気認識の煙感知器いずれも反するイシマルに、
0:52:04	になりますので、整理表として正しい整理になるように、ちょっと記載を適正化させていただきます。
0:52:10	はい、規制庁のような要請よろしくお願いします。
0:52:54	やったときに、赤瀬力は返す。
0:52:57	シムラースの、
0:52:59	表する保安水準のところについても、修正させていただきました。
0:53:04	認識共通でしょ。
0:53:07	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。大分共通認識が取れてきたと思います。そうすると、すいません。菅。
0:53:15	菅セキの組み合わせのところはですね、共通認識が取れて、あと、場所のところもですね、分け、分け方っていうところも認識が取れたと思うので、
0:53:30	ハッチングの方、お願いします。あと、保安水準を適用する、②を適用するっていうところも、共通認識になったのかなあと思っています。
0:53:44	はい、ありがとうございます。
0:53:46	それではちょっとひとまず、
0:53:49	このところの整理はここまでにして、次、理屈の方に移りたいと思います。理屈については、
0:53:58	新格納容器じゃなかったオペレーティングフロアと同じ理屈になるのではないかなと思うんですけど、関西電力の方はいかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:10	関西電力熊倉です。
0:54:12	炉内計装シムラ配管室も同じ。
0:54:16	原子炉格納容器で同一火災区画となっておりますので、オペレーティングフロアのところの理屈と同じものになる、そういうふうに考えてございます。
0:54:26	はい。規制庁の米津ありがとうございます。それではコピー、オペフロのところですね、コピー&ペーストして貼り付けていただけますと幸いです。
0:55:08	大瀬議員の桑原です。
0:55:11	輸送部分について修正させていただきました。
0:55:15	はい、規制庁の今野です。確認しますので少々お待ちください。
0:55:49	はい。
0:56:08	はい、規制庁の今野です。ある程度確認ができましたので、下の正施設の文言とかが固まって、もう一度確認をしてから、ここもオペフロと同じタイミングで、ハッチングをしたいと思います。
0:56:24	すいません次ですね、菅付の感知器設計のところをお願いします。少しお待ちください。
0:57:42	規制庁、茅根所長お待ちください。
0:58:52	規制庁のようなですすいませんお待たせしました。この越冬ですね。
0:58:58	感知器設計のところなんですけども、今各と書いていただいているところは具体的な説明としては納得できる場所ではあるんですけど、
0:59:10	ちょっと以前もお伝えしたかもしれないんですけどここにはその感知器の設置要件を書いていただきたいんですね。
0:59:18	で、その感知器の設置要件としては、
0:59:22	当該の環境条件の場所で、発生した火災の熱なり煙なりが、
0:59:31	流入していく、先にある、
0:59:36	場所、同一火災区画内の場所になるんですけど、そういった場所に感知器を設置すれば、右側の理屈のようなことが成り立つっていうそういう流れになるのではないかなと思うのでその具体的な設置方法というよりも、
0:59:51	その設置要件のところを書いていただきたいと思います。
0:59:56	この点、ご理解いただけますでしょうか。
1:00:09	すいません規制庁の今田です今書いていただいているところすべて消していただく必要はないんですけど、感知器の設置要件がわかるように、その点もしっかり書いていただきたいとそういう趣旨です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:39	関西営業部が返せる。今感知器の設計の列なんですけれども、基本設計方針というよりかは、それを詳細に説明している添付資料の説明書に書く。
1:00:53	ようなイメージを持ってここには記載してございました。今岩野さんがおっしゃっていただいた趣旨ですね、基本設計方針、
1:01:01	2、記載するに当たったときは、設計要件を欠くということで、その点について承知いたしました。
1:01:12	すいません規制庁の今野です。基本設計方針に書くかっていうところは置いておいてですね
1:01:19	今具体のシンプル配管室っていう、具体の場所の説明になってるんですけど、最後そのグルーピング化する上で要件っていうのは何なのかっていうのを考える上で、
1:01:32	ちょっとお待ちください。
1:02:10	すいません規制庁の今田です。お待たせしました、ちょっと今私がグルーピングって言ってしまったところで、そのグルーピングしたものを基本設計方針に書くという頭で、
1:02:21	今さっきご発言いただいたように思っているんですけど、とりあえずこの表を完成させるっていう段階で、ではまず
1:02:31	どういう設置要件がなのかっていうところをまず明らかにしたいと。
1:02:36	その上で、どういうものを取捨選択して、基本設計方針に書くかっていうところを考えたいと思っているので、ひとまずオノセカツキ設計のところには、
1:02:46	感知器の設置要件というところをがわかるように書いていただきたいと、すいませんそういう趣旨でした。
1:03:25	関西電力が返す。
1:03:27	設置の要件ですね、このような、
1:03:31	ことをちょっと考えているということで記載していますが、こちらの認識力でしょうか。
1:03:40	はい。規制庁の岩野です。えっとですね、
1:03:45	そうですね。ここの、ちょっと私の認識は違って、ここについてはその空気の流れから、
1:03:57	カツキで、漏れなく確実に感じてきますっていうところでその空気の流れが、
1:04:04	施設要件、
1:04:06	そうですね。今ここに書いていただいているのはもう菅江藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:10	そうですね、理屈のところの文言を写したような感じになっていて、何で陸通が成り立つのかってところがちょっと抜けていると思っています。その今設置要件で書いていただいたところですね。
1:04:23	この、
1:04:24	理屈のところを書いてあった漏れなく確実に感知できるっていう理由としては空気の流れがあってその空気の流れの先に感知器を設置するので、設置できますっていうニュアンスが必要なのかなと思っています、
1:04:38	下のところの、原子炉格納容器冷却ファンの運転によるっていうところで書いていただいているところの、
1:04:46	具体のところと言うと、ループ室に到達する空気の流れを考慮してって書いてあるところ、この部分を、
1:04:54	ループ室に限定させずに、要件として書いてもらいたい。
1:04:59	そういうイメージを持っていました。
1:05:06	関西電力赤井です。
1:05:08	今岩谷さんがおっしゃっていただいたところなんですけれども、
1:05:12	同一火災が食うないで、今火災により発生したまね通や煙といったものが、流れ込むようなところに設置するということを、
1:05:24	おっしゃっていただいていたのかなと感じてございます。その点については、認識共通でございますので、反映させていただいてもよろしいでしょうか。はい。今ので共通の理解がえられたと感じましたので、
1:05:40	河野先生の方をよろしく願いいたします。
1:06:32	関西電力熊倉です。
1:06:35	またはエネII
1:06:37	の方ですけれども、設置要件を記載してみました。こちら認識相違ないでしょうか。
1:07:07	はい。規制庁の岩野です。ちょっと確認なんですけど、今、熱の、
1:07:12	感知としては、シンプル配管室の下部のところであるだとか、入口のところにある熱管月井に多様売らずだよ。
1:07:24	だけに頼らずに、
1:07:27	ループ室なりの乾式にも期待しようとしていて、隣接エリアっていうところを変えているんでしょうか。ちょっと何か私としては、
1:07:38	熱感知器については少なくとも、エリア内の話なのかなと思ってたんですけど、そこら辺はいかがですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:47	関西電力熊倉です。大変失礼しました。ちょっと煙の方を想像しながら熱のことを書いていたのでちょっと記載がちぐはぐになっている部分修正させていただきます。
1:07:58	すいません。ありがとうございますその上でたださっき、
1:08:02	オガワのところ龔の下のところは針がないので、換地区域として定義できませんみたいな話もあったので、何かそういうものを踏まえて、その空気的な、気オカノ1のところについては結局空気が煙とか熱、熱なりが、
1:08:17	流れていってしまうのでやっぱりシンプルはいシンプルループ数の方とかを期待しなきゃいけないのかなというそういう考えがあるのかなと思ったんですけど、そういう、そこら辺はいかがですか。
1:09:22	関西電力の方からです。
1:09:26	整理表の方を先にちょっと反映させていただくので、少々お待ちください。
1:09:32	規制庁の岩根です。承知しました。
1:11:07	関西の熊倉です。
1:11:10	シムラ配管室の熱感知器につきましては、隣接してるエリアの兼用というのは、今考えておりませんので、
1:11:22	シムラ配管室の空気の流れ、
1:11:26	いうのを考慮して、
1:11:29	シムラースの下部につけるものと、ファンの停止状況も踏まえて、入口部分につけるもの、この二つをやら数、
1:11:39	設置要件としては、今記載しているような、その空気の流れを考慮してエリア内に火災感知器を設置すること。
1:11:46	が、
1:11:48	良いのかなということで、今ちょっと記載がを考えてございます。認識相違ないとか、
1:13:55	はい、規制庁の伊ワノヤすみません、お待たせをしました。
1:13:59	まず1点ですね、今のところ、熱感知器の方については、その隣接エリアにある感知器は期待をしていませんということだったんですけど、
1:14:14	シンプル配管室じゃなかった格納容器の下部のところの、に大きな穴があいてそこに針がなかったりっていう、
1:14:24	そういう条件を踏まえると、同一の感知区域、
1:14:27	総合施行規則の考えで設置できないよねってところろうだったのでですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:34	何かそういったところを考えると
1:14:37	格納容器の下から熱なりが逃げていく。
1:14:41	あれ。
1:14:43	すいません。
1:14:45	あ、すみません二宮さんまたちょっと切れてしまったんですけども、確認していただいてもよろしいでしょうか。
1:14:51	了解しました。大変申し訳ございません。すいません。
1:14:54	ありがとうございます。お願いします。はい。
1:15:02	はい。今ちょっと音声等通信が途切れてしまいましたが、ヒアリングを再開したいと思います。
1:15:09	関西電力におかれてはもう一度、画面共有の方、お願いします。
1:15:25	関西電力原子力事業本部です。画面を共有させていただきました。
1:15:32	はい。製造の今野です。先ほどの件って、また、
1:15:37	そうですね。ちょっとまた元からちょっとお伝えしようと思いますが、
1:15:42	原子炉、原子炉容器の下部のところの、
1:15:48	に、針がなくなってそこから空気が流れていくと。それで、消防法施行規則の考えで、設置ができないっていうそういうことであれば、
1:15:59	もしかしたら下のところについては、その隣接するシンプル配管室の、
1:16:05	感知器とかに、
1:16:08	頼る場合、期待する場合っていうのもあり得るのかなと思ってるんですけど、その点、関西電力はどのように考えてるか。
1:16:17	考えをちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。
1:16:41	勢力中です。
1:16:44	今岩野さんがおっしゃったところなんですけれども、原子炉容器は、すみません。
1:16:50	規制庁西内ですけれども、少しお待ちいただいてもいいですか。
1:16:54	ちょっと。
1:16:56	今、イワノが席を外してしまったのでちょっとお声掛けします少々お待ちください。
1:17:07	関西電力原子力事業本部です。拝承いたしました。
1:17:11	うん。失礼しました。規制庁西内です。すみません衛藤再開していただいて結構ですよろしくお願いします。
1:17:24	関西電力若菜です。
1:17:26	先ほど矢野様がおっしゃっていただいたことなんで、
1:17:30	なんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:32	原子炉容器の下部、
1:17:33	D、火災が発生した場合には、その上部には浅井管式つけて、
1:17:40	おりませんので、空気の流れを考慮すると、その先にあるループ室機能 件感知器熱感知器、
1:17:53	を蒔田医師。
1:17:55	しないといけないのかな。
1:17:57	あと、そういうそのようなことをちょっと考えているんですが、その
1:18:03	認識共通でしょうか。
1:18:08	はい。規制庁の今野です。こちらとしてもそういうふうになり、なることにな ればそういうことになるのかなと考えています。その上で、今、エリア 内に、
1:18:19	って書いてあるんですけど、
1:18:22	そのエリア内に限らず、期待する感知器に、エリア内に限らないっていう ことなのかなと思っているので、
1:18:32	ちょっとその期待する感知器を網羅的に表すという意味で、そのエリア 内っていうところはちょっと不不適切なのかなとすいませんそういうふう に考えております。
1:18:45	すいませんエリアに限った、少々お待ちください。
1:18:57	あ、すいません規制庁の岩野です。期待する感知器について、町、
1:19:02	全部変えていただきたいと、そういう趣旨でした。
1:19:13	はい。ありがとうございます。それから今ちょっと空気の流れを考慮して って、書いていただいておそらく趣旨としては、同じ考えてることは同じ だと思っておりますけど、
1:19:24	熱が流れていった先、甘く熱が流れていった先に煙感知、アーク熱感知 器を間設置するっていうところで流れていった先で感知しますよっていう ところがちょっと、
1:19:37	明確になるような記載にしていただければと思います。
1:20:59	関西営業部からちょっと設置要件について、ネットの方ですけれども、 記載を修正いたしました。
1:21:08	西キーワ表でしょうか。
1:21:14	はい。規制庁の岩根です。ありがとうございます。これで認識は共通に なったと思います。で、煙感知器についても、すいません。同じ。
1:21:23	要件だと考えているんですけど、煙感知器についてはいかがでしょう か。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:39	関西電力小原です。煙についても同様に考えてございますので、記載の方、適正化させていただきます。
1:21:49	はい。城野岩間です。よろしく願いいたします。
1:24:09	すいません規制庁の今田ですこれは、今すいません作業完了したと思ってよろしいでしょうか。
1:24:18	関西電力赤井です。の煙について、はい。
1:24:23	配慮してございます。
1:24:26	はい。規制庁の今野です。瀬、
1:24:31	少々お待ちください。
1:24:52	はい。規制庁の今野です。設置要件というところについては共通認識が取れたのかなと思っています。
1:25:00	先ほどの点、各原子炉容器の下部で発生した火災が、熱、熱の方ですね、
1:25:11	ループ数の方に流れていてループ数の方にも換気機能も期待するっていう点は、
1:25:17	新しいポイントとしてあると思いますので、その下のところのちょっと詳細な説明のところには、今日じゃなくても結構なので、ちょっと追加で書いていただいた上で、
1:25:28	それができればこの、
1:25:30	カツキ設計のところについては、同じく、8リングをしたいと思います。ちょっとお待ちください。
1:27:19	施設規制庁の岩根です。すいません。まず作業がか。終わりましたら、作業が終わったことを、発言いただけますと幸いです。
1:27:29	関西電力熊倉です。
1:27:31	熱感知器の方ですけれども、修文させていただきますして作業完了いたしましたので、連絡いたします。
1:27:40	はい。規制庁の今野です。確認しますので少々お待ちください。
1:29:59	わかりました。
1:30:01	はい。規制庁の今田です。ありがとうございます。今の段階では特段何か問題点があるとは考えていません。右、左側の理屈のところですね、そこが固まった段階でちょっともう一度確認をして、
1:30:15	それでもうこれ、これで問題この設置要件なり設置方法、方法、説明で問題ないってところが、確認できたらその時に併せてちょっとこの、
1:30:26	カツキ設計のところもハッチングしたいと思います。このシンプル配管室については、ひとまず以上になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:35	関西電力からシンプル配管室について、何か確認しておきたいものことがあるれば、現時点で何かあればお願いします。
1:30:48	関西電力赤井です。シムラ配管室について特にございません。
1:30:55	はい。はい。規制庁の今田です。ありがとうございますそれでは次は勝木さんの方、お願いします。
1:31:34	入ってどのようなですね、まず会議室のところですけど、
1:31:41	そうですね。まず、放射線量が高い場所を含むっていうところは、これは、
1:31:49	選定の考えが入っているように思うんですけど、いかがでしょうか。
1:31:59	そうですね熱カツキの方ですね。
1:32:03	関西電力からです。
1:32:05	昨日認識させていただいて、ループスと同様に、
1:32:11	小チラー。
1:32:13	この放射線量、
1:32:17	お話のところは、設置としては不要というふうに考えてございます。
1:32:23	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。なので、
1:32:27	放射線のところろうは、関係ない。
1:32:31	いいと考えた上でですね、
1:32:36	ここについては結局グレーシンプル配管室のところに来すいません、ループ室のところ昨日ちょっと確認をさせていただいたんですけども、
1:32:47	グレーチングが、天井面でも、床面でもないとする、加圧器室ってというのは、よくよく整理して考えてみると、高天井
1:32:59	のエリア、また天井の条件っていうものだけが残るのかなあと考えているんですけども、関西電力の方はその点はいかがでしょうか。
1:33:24	関西電力熊倉です。
1:33:26	と、今おっしゃっていただいた、また加圧器室の条件というところ、認識に相違ございません。
1:33:33	はい規制庁の伊ワノsありがとうございます。そうすると高天井のところの環境条件と、あと、鳥居説明です。衛藤。説明ですね、適切な説明のところちょっとコピー&ペースト出勤して、
1:33:49	ちょっと貼りつけていただければと思います。
1:33:52	これは熱感知器と煙感知器両方同じ理屈に理由になる環境条件なり、説明、適切な説明になるのではないかなと思っていますので、
1:34:02	そちらももし、同じであればそういうふうに作業をお願い
1:34:06	認識が同じであればそういうふうに作業をお願いします

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:42	関西電力赤井です。カツキ室のアナログ式でないです感知器とアナログ式の煙感知器ですが、環境条件として、
1:34:52	まず記載を、
1:34:54	修正させていただきました。仁木沿いないでしょうか。
1:34:58	はい。規制庁の今野です。認識、同じになりました。
1:35:03	理由、適切な説明のところについても、もし同じ共通認識であれば作業の方、お願いします。
1:35:12	すいません。まずあれですね、
1:35:14	環境条件の方は、同じになったのでハッチングをお願いしますその上で、
1:35:19	設定値説明なり説明の方の作業をお願いします。
1:35:57	関西電力熊倉です。
1:36:00	通り苦痛のところですが、
1:36:07	失礼しました消防法施行規則通りの設置が適切でない説明のところですが、こちらについても、手術適正化させていただきましたので、ご確認のほどよろしくをお願いします。
1:36:20	はい。規制庁の岩間です。ありがとうございます。同じ理由だと高店長のところと同じだと思いますので、こちらも共通認識が取れたと思いますので、ハッチングをお願いします。
1:36:32	それから、あれですね感知器のす組み合わせのところとか、全域がそういう条件になっているってところも多分同じ認識だと思いますので、そちらについてもハッチングハッチングの方、お願いします。
1:36:52	すいませんそれから保安水準のところも、同じく保安水準②を適用するしかないと思っていますので、そちらも共通理解かなと。
1:37:06	はい。ありがとうございます。理屈の方ですけど、理屈の方は、もですね。
1:37:12	新CV内なので、オペフロのところと同じ理屈になるのかなと思いますが、いかがでしょうか。
1:37:23	関西電力熊倉です。カツキ室についても、下同じ火災区画内の原子炉格納容器内にございますので、三つのところも同様のものというふうに考えてございます。
1:37:40	はい。規制庁の今野です。承知しました。
1:37:45	では、そうですね。ここについても、問、オペフロのところの文言がセットされた段階で、一緒にここもハッチングしようと思います。
1:37:57	一つお待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:17	はい。すいません規制庁のような伊勢先生、お待たせしました。ここは、理屈のところについてではある程度、
1:41:26	共通認識がとれてまして、カンザキ設計のところですけど、ここもちょっとやっぱ、やはりよく見てみるとですね、その感知器の設置要件っていうところが、
1:41:37	やはりわかりにくい記載になっているので、ちょっと高添乗っていう、環境条件を踏まえてちょっと要件を検討していただければと思います。
1:41:48	そうですね。はい。
1:41:52	その上で、
1:41:54	何て言うんですかね、こっちの理屈の方が固まった段階で、ちょっと説要件と設置方法、具体的な説明というところをちょっと見比べて、理屈がしっかり成り立つのかというところを確認して、
1:42:06	ハッチングにしたいと思います。
1:42:09	カツキ室については、関西電力におかれては、確認したいこと等あればお願いします。
1:43:01	関西電力熊倉です。
1:43:04	カツキ氏Ⅱについて、認識に相違ございません。必要な設計要件としましては、
1:43:13	火災により発生した熱や煙ってところが流れ込む。
1:43:18	所。
1:43:20	2、火災感知器を設置するというので、先ほどのシンプル配管室のような記載になるのかなということ検討してございます。
1:43:53	きちんと④のやつ一つお待ちください。
1:44:20	はい。規制庁の今野です。今ちょっとご発言いただいた内容でちょっとこちらも引き続き、確認をしようと思っています。
1:44:31	ちょっと意識していただきたいのは、どの、どの感知器に期待をすることかかっていうところを、ちょっと明らかにしていただいた上で、設置要件を、
1:44:42	決め、決めていたダーいたいただければ、スムーズに理解が進むのかなと思っていますので、その点よろしく願いいたします。
1:44:55	その上でですね、一つお待ちください。次の項目に移りたいと思うんですけども、
1:45:02	あと、よろしいでしょうか。すいません。ちょっと私、そうですね。すいません追加で何かあればお願いします。
1:45:21	関西電力熊倉です。機種について、特にございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:25	はい、規制庁の岩根さんお待たせしました。今は格納容器CV内についてはですね、とりあえず今確認できる場所は一通り確認できたのかなと思っています。
1:46:38	で、ちょっと上から順に、
1:46:41	確認させていただいても、関西電力からも、ここが確認できていないとか、何かそういう点があれば発言をお願いします。
1:46:54	関西電力、桑原です。承知いたしました。
1:47:00	あれですね
1:47:01	上から一つずつ確認させて、
1:47:04	いただくということでよろしいですか。
1:47:10	あ、すみません規制庁の杉です。
1:47:14	単純にちょっと昨日から今日にかけて少し頭がこうそれなり洗練されてきてちょっと最初にやったところで、取りこぼし訂正かかるところがあるのかないのかなぐらいの確認をしたかったとするだけです。
1:47:27	のでちょっと最後確認をして、
1:47:30	合わせんついさっきあったところで合わせられるところあるのかないのかそれでいいのかだけちょっと、最後確認をして、それで終わったら次にじゃあ格納容器、
1:47:40	の外のところに進みたいといういうことをお願いします。
1:47:48	すみません、熊倉です。承知いたしました。今ちょっと画面共有させていたいただいてるんですけども、
1:47:54	原子炉格納容器ループ数
1:47:57	上のですね、環境条件等、設置できない理由、こちらについて、
1:48:02	昨日の断面ですと、
1:48:05	認識キーが共通なって、保留になっていたところだというふうに
1:48:14	認識してございますが、
1:48:16	こちらについて、
1:48:18	カツキつと、
1:48:22	同じ環境条件なのかなと。
1:48:25	考え、
1:48:26	ていうところでございます。
1:48:28	ですので、同じような記載にはなると、いうふうに考えてございますが、
1:48:35	そのところを認識共通できたらいいなというふうに考えております。
1:48:42	規制庁の今野です。
1:48:44	ループ数と加圧器室が同じっていう、今、確認でしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:58	すいません規制庁の米津確認だけです。どういう趣旨だったかちょっともう一度書くところ、どこのどこの場所とどこの場所だったかというところをちょっともう一度発言をお願いします。
1:49:51	関西電力は、
1:49:52	赤田です。先ほど、こちらから原子炉格納容器ループ数をカツキ室が同じだと考えていると。
1:50:03	ちょっと発言し、いたしましたが、
1:50:07	今一度もう考えてみますと、カツキ 1 違う格納容器ループ室は、天井の一部の現状、現状、
1:50:17	大部分がグレーチングとなっているということで、その点がちょっと異なるのかなということで、
1:50:25	一旦ちょっと考えていったところです。
1:50:31	あ、すいません規制庁の岩間です。
1:50:34	判断基準っていうんですかねっていうのは、括弧書きで書いていただいた消防法施行規則の考えで、設置ができないっていう要は感知区域が、
1:50:44	しっかり設定できるかどうかっていうところで、間違いがあるかないかっていうところだと思っていてカツキ室については、監事区域がしっかり定義されている場所というふうに認識してるんですけど、
1:50:57	それでループ室とは違う場所だっていうふうにそういうふうに認識してるんですけど。
1:51:02	関西電力におかれてはそこは共通認識でしょうか。勝技術も同じように感知区域が何か設定できない場所というふうに考えておられますでしょうか。
1:51:14	関西電力熊倉です。カツキ室については、換地区域を設定できているところというふうに考えてございます。原子炉格納容器ループ数については、先ほども言いましたように大分の点天井の大部分がグレーチングで、
1:51:29	ありますので、ちょっと括弧書きで書いてあるような、消防法施行規則の考えで設置できないところと、そのように分けて、
1:51:40	得るのが適切であるというふうに、今改めて認識いたしました。
1:51:57	規制庁濱田です。すいません規制庁のようです。すいませんちょっとお待ちください。
1:52:24	すいません、野々山ですシンプル配管室のところ、見せていただいてもよろしいでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:16	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。
1:53:21	やはりループ室と同じなのはこの括弧書きで書いていただいたシングル配管室がワークスと同じだっていう状態だっていう共通認識がとれていて、ちょっとそこについては、
1:53:35	なかなかちょっと今のすぐの段階ではちょっと言語化が難しいのでちょっとここについては同じだという共通認識を持った上でちょっとここに、についてちょっとひとまず置いておかせていただきたいと思います。
1:53:48	それ以外では、特段、
1:53:51	今すぐ対応できるところはないように思っていますが、関西電力におかれてはいかがです。
1:54:40	すいません規制庁のようなです。今検討中でしょうか。
1:54:48	熊倉です。
1:54:49	少々お時間いただけますでしょうか。
1:54:52	はい。規制庁の岩根です承知しました。
1:55:44	関西電力の岡です。
1:55:47	間瀬。
1:55:49	昨日ご指摘いただいたところについては、また、回答が必要ということは認識してございますが、本日、
1:55:59	Dでこうハッチングとなった箇所については、認識相違ございません。
1:56:19	はい、規制庁の関ですわかりました一応格納容器に終わったんで次に、格納容器の外の方へ行きたいと思えますそれで、
1:56:30	私としてはお互い分早く、
1:56:34	決着をつけたいというところは一緒なので、ちょっとこの先続行したいと思えますんで29、多分2時間もあれば全部終わると思っているんですけどもそういう、
1:56:46	ところで進めたいと思えますまたあわせて、ちょっと長丁場になりますんでここで15分ぐらい休憩をとりたいと思えますで、8Gぐらいまでやることについての量、可否と、
1:56:57	休憩をとることを、6時5分再開というふうにしたいと思えますが、いかがでしょうか。
1:57:07	はい。関西電力原子力事業本部牛島でございます。ありがとうございます。十分休憩後に引き続き、ヒアリングを続けていただけるとということで、承知いたしました。よろしく願います。
1:57:20	はい。規制庁の今野今野です。よろしく願います。それでは18時5分から再開としたいと思えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:28	関西電力赤田ですけれども、接続はそのままの状態よろしいでしょうか。
1:57:33	はい。規制庁の今野です。接続はそのままでお願いします。
1:57:39	関西電力熊倉で承知いたしました。
1:57:46	はい。規制庁の今野です。
1:57:48	それでは時間になりましたので、藤都築から再開したいんですけれども関西電力の方準備はできていますでしょうか。
1:57:59	関西電力熊倉です。準備でございますので、よろしくお願いいいたします。
1:58:08	はい。記者。はい。規制庁の岩野です。承知しました。それでは次ですねシャワー室のところを確認したいんですけれども、
1:58:20	少々お待ちください。
1:58:36	はい。お待たせしました。シャワー室のところですけど、
1:58:42	まず、
1:58:46	アナログ式の件、熱感知器、カッコ防水型っていうところについては、特段、
1:58:52	こちらからはコメントはありません。
1:58:57	消防法施行規則通りの設置ということで、
1:59:01	理屈とか感知器設計のところまで含めて特段、コメントはございません。
1:59:08	衛藤。
1:59:10	阿南。なのでここもハッチングがされているということであればこの状態で大丈夫です。
1:59:17	次、アナログ式の煙感知器のところですけども、これについても全域が同じ環境条件で、環境条件としては、消防法施行規則に定められている水蒸気が多量に、
1:59:30	滞留する場所っていう環境条件で、
1:59:34	適切でない説明というところも、消防法施行規則にひもづけて説明されているので、
1:59:42	こちらから特段、
1:59:45	これについても共通認識が図られているものと思います。保安水準②っていうところについても同じかな共通認識が取れているかなと思います。
2:00:20	関西電力大蔵です。
2:00:22	シャープのアナログ式の煙感知器、こちらの保安水準と記載があるところまで共通認識ということで、こちらとしても、認識相違ございません。
2:00:34	はい。規制庁の今田ですありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:37	その上で理屈の方に移っていきたいんですけど、
2:00:42	理屈については、
2:00:47	まず、これ、Cvではない、CV内ではないので、またちょっとこれについてはパーツパーツで考えなきゃいけないのかなと思っていますので、
2:00:57	またですね、理屈のところをですね、
2:01:04	今回は安全、原子炉の安全停止等、SAのところについては、
2:01:10	ついてはひとまとめになっているのでここでちょっと改行していただいて、
2:01:17	当貯蔵閉じ込めの話の終わったところで、甲斐藤。
2:01:23	開業していただいて、
2:01:44	はい。規制庁の今野ですありがとうございます。その上で1個目の、
2:01:49	原子炉の安全停止に必要な機器等及びSA施設が火災区画内がないこと、これについては特段コメントはございません。その上で二つ目の放射性物質の貯蔵閉じ込めのところですけど、これも同じように、
2:02:04	ホースでベスト貯蔵するせ機器等は金属容器でありっていうところから、万一っていうところは、昨日と同じ理由で不要だと思いますが、
2:02:14	いかがでしょうか。
2:02:22	監査委員の沼倉です。
2:02:25	さっき言っていたいただいたコメントと同じというふうに認識しておりまして、このシャープにつきましても、放射性物質を徴するキットは、金属の容器であることと、当園を、
2:02:37	影響を受ける可能性は極めて低いと。そのような記者については、
2:02:42	必要ないというふうに考えております。
2:02:46	はい。規制庁の楊です。それでは修正の方よろしく申し上げます。
2:03:01	はい規制庁の今野医師ありがとうございます。それで、次にちょっとお伺いしたいのが、
2:03:07	ここにある廃液処理系統っていうのが何を指すかどうか、何を指すのかっていうところを説明していただいてもよろしいでしょうか。
2:03:31	今回ですね。
2:03:33	こちら昨日のヒアリングで、今ご指摘いただいた時にはCVの中は、
2:03:39	CVサンプルであるとかそのようなことを回答したと思うんですけども、摩擦こちらにつきましても、ABサンプル。
2:03:48	が、この
2:03:50	廃棄処理系統に該当するというふうに考えてございます。
2:04:16	規制庁の岩野です。少々お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:49	はい、規制庁の今西さんを渡しました。今、説明していただいた点については理解ができましたので、次に進めたいと思います。
2:06:02	その上で、社長お待ちください。
2:06:20	はい。規制庁の楊です。当該エリアで発生した火災を同一か、火災区画内についていうパラグラフのところで、ここについては、
2:06:30	昨日のオペフロのところの、
2:06:34	説明と、
2:06:38	おなじように修正できる場所があると思いますので、その点ちょっと反映していただいてもよろしいでしょうか。
2:08:48	はい。規制庁の岩間です。作業ができましたらお声掛けいただけますと幸いです。
2:08:57	関西電力赤井です。
2:09:00	パニックのところなんですけれども、オペレーティングフロアのところで、今今ご指摘いただいたところを修正させていただきました。
2:09:14	はい。規制庁の今野です。確認をしますので少々お待ちください。
2:10:31	ちょっとあれですね、何か1度、
2:10:35	すいません規制庁のようなです。1度、オペフロのところで整理した文章構成に合わせて、書き直していただいてもよろしいでしょうか。その上で、
2:10:47	安全停止とか、SAIについてはもしかしたら文章自体必要なくなるかもしれないので、ちょっとそれ、そういうふうになんて文章構成を修正した上でちょっともう一度確認をしたいと思います。
2:11:00	この整理のクマクラですと、承知しました。相馬タカスカ。
2:11:06	はい、規制庁のようなやつ。よろしく願います。
2:13:44	関西電力赤井です。
2:13:45	サービスの理屈のところなんですけれども、
2:13:49	フェーディングフロアと記載を合わせる形で、
2:13:54	修正させていただきました。
2:13:59	はい。規制庁の今野SE確認しますので、少々お待ちください。
2:18:48	ちょっとさ、
2:18:51	はい。規制庁の岩根です。お待たせしました。1点、そうですねまずして確認をしたいのがですね、一番下のところの放射性物質が漏えいした場合でもっていう、その文章なんですけど。
2:19:06	重要なことはですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:08	換気空調系統なり廃棄処理系統というのが火災区画外にある設備だっ ていうことを、しっかり明記した書きぶりをしていただきたいと思います。
2:19:20	ていうのは、なぜこういう理屈になっているかと。
2:19:25	というところはこちらの認識ではですね、放射性物質がある火災区画 内、そのサーバー室がある火災区画内で放射性物質が漏えいした時 でも、
2:19:36	まず(1)の、そうですね。
2:19:42	まず火災区画内に火災の影響が限定されてますよっていうことをもっ て、この沢室の外の火災区画外には火災の影響はおよんでいません と。
2:19:52	で、そのおよんでいない。ほ、他の火災区画にある感知器空調設備と か廃棄処理系統で、放射性物質の貯蔵と、放射性物質の閉じ込め、オ フィスの防水ということができるので、
2:20:06	この今書いていただいた文章を達成することができるっていうそういう ふうな認識をしてるので、廃液処理系統なり換気空調スケートが、
2:20:16	火災区画外にあるっていうところをしっかりと明記をしていただきたいと。
2:20:21	すいませんこの点、ご認識いただいて、ご理解いただけますでしょうか。
2:20:31	感染力わからずです。
2:20:34	今ご指摘いただいたところですがけれども、
2:20:37	換気空調系とやはり証券等こちらの同一火災区画内ではなく、区画外 に、
2:20:44	あるということを確認した上で、そのようなことがわかるように記載を修 正させていただきたいと思います。
2:20:51	はい。規制庁の今野です。そしたらこの記載は、バウンダリーとしたっ ていうところの後に、
2:20:58	当該火災区画外にあるっていう文章を足していただければ、成立する のかなと考えるんですけども、いかがでしょうか。
2:21:15	反対電力クマクラです。
2:21:18	今のコメントいただきました点につきましては、共通認識でございます、 記載について修正させていただきましたので、ご確認をお願いします。
2:21:28	はい。規制庁の今野です。これで、共通認識になったように思います。 この沢室のこのセルについて理屈のセルについては、
2:21:38	ひとまずこれで、理屈の上では、共通理解になったように思うので、関 西電力も同じ認識でしたら、ハッチングをお願いします。その上で、
2:21:50	お願いします。いかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:58	関西電力熊倉です。認識相違ございません。こちらについて共通認識になったというふうに考えてございます。
2:22:07	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。そうするとちょっと発言をしていただいた上で、
2:22:13	この理屈が成り立つってところの、事実関係を確認したいので、ちょっと補足説明資料とかに追記していただきたいのは、
2:22:24	換気空調系統であるだとか廃棄処理系統っていうものは、が、はどういうものがある、なおかつその
2:22:32	位置関係として、ちゃんと火災区画外にどこの場所にあるのか火災区画外にあるのかってところを、確認をしたいので、そういった点補足説明資料に反映をしていただければと思います。まず、ちょっと
2:22:45	さっき廃棄処理系統なんですかって聞いたんですけど換気空調系統についても、どの換気空調系統なのかってところを今回答できれば、お答えいただけますと幸いです。
2:22:58	関西電力熊倉です。
2:23:00	車Watts、
2:23:01	を含む火災区画。
2:23:04	ですけれども、こちらは放射線管理室給気管と排気ファン、こちらによって管理、
2:23:12	管理しているところでございます。こちらの吸気ファンファンにつきましては、同一火災区画ではないところに設置されておりますので、
2:23:22	その位置関係等、わかるように、補足説明資料に追記させていただく形で、
2:23:30	対応させていただきます。
2:23:36	はい。規制庁の今田です。資料の方は、よろしく願います。
2:23:40	江藤換気空調系統なんですけど何か、空調のす名称とかがわかれば教えていただけますでしょうか。
2:23:48	すいません今のが正式名称でしょうか。
2:23:52	正式名称としましては、関西電力クマクラですけれども、先ほど私が申した放射線管理室、吸気管、放射線管理室排気管、
2:24:04	こちらが正式な名称となっております。
2:25:02	はい。規制庁の岩根です。換気空調系の名称について承知をしました。こちらでも確認をしますので、資料の方は引き続きよろしく願います。
2:25:14	その上でええと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:17	次の点についてもちょっと説明をしていただきたいんですけども、
2:25:20	このシャワー室が含まれる、火災、
2:25:24	区画というところは管理区域と非管理区域が混在している場所で、その非管理区域と管理区域の空調系が、
2:25:36	どういうふうになってるのか確かその同じ換気空調系で引いていたと思うんですけど、
2:25:42	そういった場合に
2:25:50	管理区域内に放射性物質を閉じ込める、空調系によって管理区域に、各条件によって管理区域内に放射性物質を閉じ込めるっていうのは、どういう考えに、によって、
2:26:04	達成できるのか、
2:26:06	別々の系統になっていけば、当然、別々の別々の非管理区域と管理区域が別々の換気空調系になっていけば、
2:26:17	当然、放射性物質が非管理区域の方に工作物が行かないってことはそれは自明なんです図面というか理解はできるんですけども、
2:26:29	今公開の場所については、非管理区域と管理区域どちらも同じ空調系で引いていたように、
2:26:36	思っていますので、そういった点、そういう場合でも、放射性物質の閉じ込めっていうところが、その換気空調系によってできるっていうところを、ちょっと次、
2:26:48	そうですね、意識しながらちょっと補足説明資料の方で説明をしていただきたいと思います。
2:26:54	これについては確かヒアリングの中でも一度確認をさせていただいて、
2:27:00	ちょっとまだ回答いただいてなかった点かなと思いますので、よろしくお願いいたします。
2:27:14	浅井議員の熊倉です。
2:27:16	もう今、岩野さんはがおっしゃっていただいた通り、同じ、
2:27:21	吸気ファンド背反によって、加来部長。
2:27:24	設計をしているところになってございます。どのような考えで、管理区域と非管理区域のところを、
2:27:37	しっかりです。
2:27:38	管理しているのかというところ。
2:27:41	補足説明資料にて、お示しできるようにいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:49	規制庁西内ですけど、今今野が言った話に加えてというかその説明をする際になんですけど、
2:27:58	むしろ作っていただく際に、
2:28:01	すいません許可のテンパちいの換気空調系のところで、
2:28:07	管理区域と非管理区域の、ちゃんと分けてねって話を多分自分たちの設計方針としてうたっていると思いますし、今説明があった放射線管理室の奥吸気ファンとかそ放射線管理室を含んだ換気系、換気空調系等の
2:28:23	概略図とかもテンパチベースで載っていたと思いますので、そこら辺のその許可で何を設計方針としてうたっていて、それに基づいてこういう設計をしているってところがその流れでわかるように、
2:28:33	説明をいただければと思います。
2:28:36	衛藤間瀬この場で説明はいただかなくて結構ですので今後資料作っていただく際にはその許可で謳っている設計方針とか、工認で謳ってる設計方針とかも含めて説明をいただくようお願いできればと思いますよろしいでしょうか。
2:28:55	はい。関西電力熊倉です。その許可での記載ですとかこれまでご説明させていただいた内容というところをしっかりと踏まえてその流れで、しっかりとした説明ができるように補足説明資料を充実させていただきま
2:29:13	はい、規制庁のようですよしくお願いします。それではその横の換気設計のところに移るんですけども、
2:29:21	カツキ設計のところについては、今書いてある、
2:29:26	かす火災により発生した煙が流入する同一火災区画内の隣接エリアにある江藤ウメキムラカミケース兼用する設計とするっていうのはこれは、ちょっと隣接エリアっていうところに限定するかどうかっていうところを置いておいてまさにその
2:29:40	設計要件、具体的な設置場所の話じゃなくて設計、設置要件というですかね、になっていると思っていますので、ここについては割れ小こちらとしては、
2:29:51	その理解で良いと、共通認識が取れているのかなと思っています。
2:29:57	関西電力におかれては、この間付設計の
2:30:02	まずですね、セルのところは、共通認識になっていると思ってよろしいでしょうか。感知器の設置要件っていう、
2:30:11	ところ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:12	いよ、設置要件というところも含めてですね、同じ共通認識になっているかどうかというところをちょっと確認をお願いします。
2:30:25	関西電力赤田です。今岩尾さんがおっしゃっていただいたところは共通認識と考えております。この括弧書き以前のところが設置要件に当たる場所と考えております。
2:30:38	ここの記載では隣接エリアというふう限定して、
2:30:42	いる記載としてございますが、ここの、これが適切かどうかというところは、引き続き、引き続き検討させていただきます。
2:31:10	はい。規制庁の今野です。それではちょっと検討して、直すようであれば、ちょっと直したもので、ハッチングをしたいと思います。
2:31:20	こちらからここについては、さっき言った隣接エリアとかっていうところだけ以外は特に何もございません。
2:31:28	当関西電力、そうですね小舎室については以上にしたいと思います。関西電力におかれては澤井さんについて何かあればお願いします。
2:31:43	慣性カクマクラです。シャワー室に関して、特にございません。
2:31:59	はい。規制庁の岩根です。承知しました。そうすると、次がですね。
2:32:10	少々お待ちください。
2:32:21	はい。
2:32:21	はい、すいません規制庁の岩根です。すいませんちょっと脱塩塔バルブ室とか丹つ使用済み燃料貯蔵タンク室のところをお願いします。
2:32:36	と、ここについては、感知器設計、
2:32:39	の、感知器の組み合わせのところとかですね、あと全域になって全域が同じ環境条件であるっていうところで、環境条件についてはその被ばくが問題になっているところで保安水準①、
2:32:51	になっているところっていうところは共通理解になっていると思います。衛藤少々お待ちください。
2:35:13	あ、すいません規制庁の今野です。感知器設計と、あとカツキの理屈の両方が見えるようにちょっとセル、
2:35:22	画面を動かしていただいてもよろしいでしょうか。
2:41:46	すいません規制庁の今野ヤスお待たせしました、脱塩塔のところで1点確認なんですけど。
2:41:53	脱塩塔のところで感知器を設置するダクトっていうのは、
2:42:00	この脱塩桃原脱塩塔がある。
2:42:05	場所と同じ火災区画になりますでしょうかそれとも別の火災区画になるのでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:19	すいません感知器を設置しているダクトのところが、同じ火災区画なのか、それとも別の火災区画なのかですすいません回答をお願いします。
2:42:32	関西電力桑村です。
2:42:36	感知器を設置する排気ダクトなんですけれども、同一の火災区画内に設置されているものでございます。
2:43:04	このようなやつ一つお待ちください。
2:44:29	あ、すいません規制庁の岩野です。お待たせしました。まず、理屈のところですけども、今理屈の中にですね、エリア内に設置した場合と同じく、
2:44:42	昨日温度及び煙濃度になる、ダクト内に設置するっていうのは
2:44:48	同じ温度と煙濃度になる場所に設置するっていうのはですね、これはむしろその感知器の設置要件に当たっていると思うので、この理屈のところに入ってくるのは、
2:45:00	ちょっと不適切ではないかなと思っています。
2:45:04	その上で、我々として考えているのは、
2:45:08	ここに書くべき理屈っていうのは、当該エリアで発生した火災を、
2:45:13	同一火災区画内に設置する感知器で、
2:45:19	消防法施行規則通りに設置した場合と同等の感知性能を確保できるため、
2:45:25	これが理屈で、そのあと
2:45:29	と同等の、
2:45:31	間性能確保できるっていうのは何かっていうと、同じ煙濃度であったり同じ煙の、空気の温度であったり、そういう場所に設置をするのでっていうことだと。
2:45:42	理解をしています。
2:45:45	と、もう一度、すみません、言いますね、当該エリア。
2:45:56	そうですね、当該エリアで発生する火災を同一火災区画内に設置する間、火災感知器で、
2:46:05	消防法施行規則通りに設置した場合と同等の感知性能を確保できるため、
2:47:05	はい、すいません規制庁の今野です。関西電力におかれては修正が完了しましたらお声掛けいただけますと幸いです。
2:48:16	関西電力若井です。
2:48:20	一旦、修正させていただきました。こちらの認識と相違ないでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:31	規制庁の今野です。確認しますので少々お待ちください。
2:55:44	ちょっとこの、この文言だけ直されて、
2:55:48	すいません規制庁の米津お待たせしました、えっと、まず理屈のところですけど、ちょっと1点だけ修正してもらいたいのが、
2:55:55	同一火災区画内に設置する感知器で、消防法施行規則通りに設置した場合と同等の感知性能を、
2:56:05	各感知できる。
2:56:09	ためっていうことをちょっとイメージをしていますと。
2:56:13	ちょっとその細かいちょっと文言の修正になるかもしれないんですけど、
2:56:20	ちょっと修正した上でちょっと関西電力の方でご確認いただけますと、
2:56:26	設置する火災区画内に設置する感知器で、
2:56:32	消防法施行規則通りに設置した場合と同等の感知性能で火災を感知できるため、
2:56:43	火災感知器ですね。
2:56:45	感知器が感知することによっていうところをちょっと消していただくイメージなんですけど。
2:56:58	はい。規制庁の岩根です。ありがとうございます。関西電力の方これで共通認識とれるかどうか確認していただいてもよろしいでしょうか。
2:57:14	関西電力熊倉です。
2:57:16	今
2:57:17	ご指摘いただきましたところについても、共通認識と考えてございます。
2:57:26	はい。そのような様子ありがとうございます。我々がイトウした趣旨は、今の文言である程度書き切れているかなと思っています。その上でちょっと法令の
2:57:37	用語の関係で、ちょっと過不足があるやもしれないので、趣旨は共通認識取れたと思うのであとちょっと書きぶりだけもしかしたら
2:57:46	修正が必要かもしれないんですけど、とりあえず共通理解はえられたと、こちらは認識をしています。
2:57:55	その上でちょっと右のですねカツキ設計のところに移るんですけど、
2:58:00	そうですね今説要件で書いていただいたところは、エリア内に、
2:58:05	当間消防法施行規則通りに設置した場合と、
2:58:11	同じ空気の温度及び煙濃度になる場所に感知器を設置するっていうところであればちょっと共通認識が取れたかなと思っています。
2:58:21	関西電力におかれてはいかがでしょうか。
2:58:58	規制庁の岩根です。今関西電力におかれては検討中でしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:59:03	はい。浅利の熊倉です。もう一度、
2:59:07	先ほど岩尾さんがおっしゃっていたことは、理解をしているのですが、設置要件として、修文するところでちょっと考えていたところでございます。
2:59:23	はい。規制庁の岩間です。そうすると検討が終わりましたら、お声掛けいただけますと幸いです。
3:02:04	関西電力若菜です。お時間いただきありがとうございます。記載について修正させていただきました。こちら認識共通でしょうか。
3:02:15	はい、規制庁のようなやつを確認しますので少々お待ちください。
3:03:35	はい。規制庁の今田です。今設置要件のところに書いてある1行目と2行目のところの、感知、火災を感知できるようっていうところまでなんですけど、
3:03:48	ここについては理屈のところを書いてあるものとおんなじ内容なので、
3:03:55	理屈を達成するためにどういう仮説要件ですかっていうところを書く上では、不要なのかなと思います。
3:04:03	エリア内と、エリア内と同じ、空気の温度及び煙濃度になる場所につければ理屈が成り立ちますよっていうことがわかれば十分だと思いますので、
3:04:15	そうですねそこは不要なのかなと考えている。
3:04:21	関西電力におかれてはいかがでしょう。
3:04:26	関西電力赤田です。
3:04:28	先ほど1行目2行目で書いていたところは、おっしゃる通りで、
3:04:33	理屈のところ当たると思いますので、それを満足させるための設置方法というところを、
3:04:42	に、
3:04:44	注目して、着目して記載することとします。
3:04:49	はい。規制庁の今田です。ありがとうございますそれではここについても共通理解になったと認識しております。
3:04:56	次にですねここ、この脱塩とエリアについて何かあれば、関西電力からお願いします。
3:05:10	スリーブマクラです。特にございませんし、
3:05:14	はい。規制庁の今田ですありがとうございます。それでは、
3:05:19	新燃料貯蔵庫のところ昨日ちょっと途中になっていたところがあったと思いますので新燃料貯蔵庫のところをお願いします。
3:05:27	新年度等この感知器のところですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:05:38	はい。規制庁の今田です。森林のところの炎感知器の保安水準のところですけど、
3:05:45	環境条件ごとで整理されるということであればセルは分割されるのかなと思うんですけどいかがでしょうか。
3:05:57	関西電力熊倉です保安水準のところですけども、分割するのが整理表正しいと考えておりますので、
3:06:09	この修正させていただきます。
3:06:11	はい。規制庁の岩間です。よろしくお願ひします。ではその保安水準とですね、あと、
3:06:19	上の欄の新燃料ラック以外の場合の、すいません。このカツキの新燃料ラック以外の場合については消防法施行規則通りに設置をするので、理屈とかですね。
3:06:33	設置方法、設置換地設計のところも、バーになるとお思いますので、ちょっとそういうふうには修正方、
3:06:41	することになるのかなあとお思います。関西電力におかれては共通認識であれば、修正の方をよろしくお願ひします。作業が完了しましたらお声掛けいただけますと幸いです。
3:07:28	関西電力仲です。
3:07:32	新燃料ラックと新燃料ラック以外の場所につきまして、整理表の記載を見直させていただきました。
3:07:40	こちら認識間い相違ないでしょうか。
3:08:48	はい。規制庁の今田です。ありがとうございます。消防法施行規則通りに設置しているところについては理屈のところとかですね換地設計のところも、
3:08:58	バーになるのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。
3:09:07	浅井県クマクラです。
3:09:08	アビックスの所と菅地区設計も、
3:09:11	おっしゃるようになりますと、そちらも修正させていただきます。
3:09:17	はい。規制庁の楊です。よろしくお願ひします。
3:09:34	す。
3:09:36	分けてる。
3:09:38	はっきり、
3:10:19	関西電力赤井です。
3:10:22	ちょっと足。
3:10:24	次の設計、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:10:26	あと阿藤理屈のところですけども、消防法施行規則通りに設置できるところについてはバーということで記載させていただきました。
3:10:36	はい。規制庁の今田です。岩野です。ありがとうございます。それでは消防法施行規則通りって書いてあるところから感知器設計のところまでですね、共通理解えられたので、ハッチングの方をよろしく願います。
3:10:53	はい。規制庁の岩根です。ありがとうございます。
3:10:55	それからちょっとすいません。これは文言の修正だけなんですけども、感知器の設置、
3:11:02	感知器の設置場所の欄の、
3:11:06	炎感知器の感知器の設置場所の欄のところですね、ここ今か、昨日の段階ではちょっと括弧書きで、新燃料とラック以外の場所と新燃料貯蔵ラックの場所っていうふうに括弧書きで書いてもらったんですけど、やはりちょっと
3:11:21	今ですねオペフロとかいろいろ書いてあるとちょっと場所がわかりにくいのでその括弧書きのところの中の部分だけ書いてあれば、十分場所はわかると思うのでちょっと見やすくするっていう意味で、
3:11:36	オペフローをとかですね。
3:11:38	ピットとかっていうところは消していただいて新燃料ラック以外の場所と新燃料ラックの場所っていうそこだけをちょっと残した記載に、すいません修正をしていただければと思います。これはただ単に見やすさの観点ですね。
3:12:19	関西電力赤田です。
3:12:23	設置場所について記載を修正させていただきました種類のラックと診療ラック以外の場所ということで、
3:12:31	記載してございます。
3:12:34	はい。規制庁の今田です。ありがとうございます。
3:12:38	それではですね新燃料ラックの場所のところ、保安水準のところですね、これは0になることについては共通理解かと思います。
3:12:53	ありがとうございます。で、
3:12:55	次、理屈のところですけど、理屈のところも、
3:13:02	先ほどのシャワー室のところと、時と同じようにですね、文章構成自体は、オペフロのところにならってで、ちょっと違うところだけ修文をしていただきたいと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:13:16	としますので、すいませんがあなさ、作業の方、よろしくお願いします。その上で、こちらの理解としては、
3:13:27	少々お待ちください。
3:15:00	すいません規制庁の岩野です。作業が完了しましたら、お声掛けいただけますと幸いです。
3:15:28	関西電力若菜です。
3:15:30	心の底エリアについて、まず記載を合わせるといことで、出世してみました。
3:15:49	規制庁の今田です。確認しますので少々お待ちください。
3:16:33	規制庁の今野です。お待たせしました、えっと、幾つかお伺いしたいんですけども、まず、
3:16:39	1、
3:16:41	下から二つ目のポツの放射性物質が漏えいした場合でも、
3:16:45	建屋をバウンダリーとしたってところで、廃液処理系統っていうのが何を指すか、説明していただいてもよろしいでしょうか。
3:17:02	関西電力熊倉です。こちらについては先ほどのシャワーと同じなんですけれども、ABサンプルを指してございます。
3:17:15	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。同じですけど換気空調設備がどういう系統か、説明していただきますと幸いです。で、こちらについても回答。
3:17:26	そうしていただいた上で、補足説明するように、どういう系統が、
3:17:33	どういう位置関係で、火災区画外にあるのかどうかというところを説明していただきたいと思っています。
3:17:38	江藤関西電力の方よろしいでしょうか。
3:17:44	関西電力、赤田です。
3:17:46	補足説明資料への反映について承知しました。
3:17:50	こちら場所につきましては保守建屋の救急基盤、
3:17:55	あと補助建屋排気ファン、
3:17:57	こちらによって吸排気しているものでございます。
3:18:01	新燃料貯蔵庫エリアを含む火災区画内ではないところに設置されているものでございます。
3:18:29	はい。規制庁の岩野承知しました。
3:18:32	それから後、重大事故等対象施設はって書いてある一番下のポツのところは、そのエリアにある火災区画にある。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:18:43	重大事故等対処施設に合わせてちょっと記載を修正されると思っていますので、こちらは検討して修正の方をお願いします。で、その確認ができた段階でハッチングをしたいと思います。
3:18:56	関西電力におかれてはよろしいでしょうか。
3:19:21	関西電力若菜です。
3:19:24	重大事故等対象施設について、
3:19:27	その記載について拝聴いたしました。
3:19:48	規制庁西内ですけど、SAの部分ですけど、
3:19:53	新燃料貯蔵庫今見てるSAの部分ですけど、これ今の方からもお話あった通り多分考えていただくんですけど、今現状これコピペしているだけで、今CV内で火災が発生した場合とはかっていう記載が残ってますけど、
3:20:06	これ、そのまま残らないと思ってますけど大丈夫ですよって念のための確認なんですけど。
3:20:12	今コピペしてるだけで残っちゃってるだけってことですよこれ。
3:20:16	関西電力若井です。ご認識の通りでして、
3:20:20	こちらの火災区画、CV内ではないところですし、CV内の火災によってってところの記載というのは、
3:20:30	また異なる理屈が必要と考えておりますので、今は今の段階はこれコピーペーストしたところということです。
3:20:38	規制庁西内です了解しました。
3:20:41	検討にあたってですけど、
3:20:45	ちょっともう1回確認したいんですけど、昨日確かヒアリングの時にこのエリア内のSA設備の配置状況を確認したと思いますけど、結局この新燃料貯蔵庫エリア自体にはSA設備はないっていう理解でよかったんですよ。
3:21:02	1 関西電力熊倉です。衛生施設に関してはご認識の通りでございます。了解しました。
3:21:10	了解しました。まず、そういう配置状況とかも場合によってはその理屈に繋がることもあるのかなと思いますので、理屈についてちょっと幅広目に関西電力の方でご検討いただければと。何か今のこの理屈の欄の書きぶりだと、
3:21:23	一番上のこの理屈の欄の一番上の四角括弧のところで、当該エリアを含む火災区画内の設置状況ってところから検討がスタートしちゃう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ようにも見えるので、ちょっとまず配置状況幅広にまず前提を押さえた上でちょっと検討していただければなと思いますよろしくお願いします。
3:21:44	関西電力側からです。拝承いたしました。
3:23:10	はい。規制庁の今田です。それではすいません検討と修正の方、この理屈のところですね、よろしくお願いします。
3:23:18	その上で、次、ちょっと感知器設計のところを確認したいんですけど、今換気設計のところの書きぶりは、ラック以外の場所も含めた書きぶりになっていて、
3:23:30	エリア内の床面とかピットの水面及び床面に加えてっていうところは、もうなくなって、記載として不要になっているラック以外の部分と分けて書いているので、
3:23:42	なのでその部分は削除をしていただければ幸いです。
3:23:54	はい。規制庁の米津ありがとうございます。それでええと、
3:24:00	これはピック乾燥物で占められたっていうところはこれは何か感じの動きなような気もしますが、
3:24:08	この、
3:24:10	ここで書きたいのは、
3:24:21	その環境条件障害物等により有効に火災が発生の発生が感知できないような場所の境界面を
3:24:30	網羅的に監視できるように、この感知器で見ますこの場合は具体的に言うと上面のところを見ますっていうことになると思うんですけど、感知器の設計の間、感知器の設置要件としては、
3:24:44	まず、ちょっとさっき言ったような書きぶりになるのではないかなと思っていますが、いかがでしょうか。
3:24:51	この障害物により有効に火災の発生が感知、
3:24:55	発生を感知できないような場所の、境界面を網羅的に監視、
3:25:02	できるように設置しますっていうそういうところですね。
3:25:13	すいません。
3:25:18	そうですね。関西電力の方でちょっと元、検討していただいた上で、下共通理解がえられるかどうかっていうところとかですね、回答をお願いします。
3:26:18	あ、すいません規制庁の岩野です。ちょっと私の方でさっき境界面って言いましたけど表面っていう方が
3:26:26	よく表され、私が主張したいことが表されていると思いましたのでちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:27:29	はい。
3:27:31	関西電力赤井する。衛藤。
3:27:36	こちらの考えている感知器設計について、記載させていただきましたが認識に相違はないでしょうか。
3:27:45	はい。規制庁の今野です。今干渉物で占められた場所って書いてあるんですけど、何か環境条件のところの記載とあまりマッチしないような気がするんですけど。
3:27:58	その点はいかがですかね。
3:28:22	関西電力赤井です。環境条件、
3:28:26	消防法施行規則通りセキ的な理由のところの記載。
3:28:32	これを踏襲する形で、換地設計の記載についても修正させていただきましたが、
3:28:37	こちらについて、認識同じでしょうか。
3:28:43	すいません規制庁の今野です。
3:28:46	こちらとしてちょっと認識していった考えていたのは障害物等により、有効に火災の発生が感知できない場所の、
3:28:56	表面を網羅的に冠するっていうそういうイメージを持っていましたが、ちょっと関西電力が考えられてることちょっとニュアンスが違いますかね。
3:29:13	修正しました。関西電力角田です。
3:29:16	認識に相違はなくて、同じことを、こちらに記載したいと考えていたんですが、ちょっと修文のところ、うまくいってないところがございますので、
3:29:29	今一度、修正させていただきます。
3:29:33	はい。規制庁の今田です。し修正が完了しましたら、お声掛けいただけますと幸いです。
3:30:13	関西電力熊倉です。今もちょっと終了させていただきましたがこちら、
3:30:19	認識に相違ないでしょうか。
3:30:22	はい。規制庁の岩野です。確認しますので少々お待ちください。
3:30:38	はい。
3:30:42	わかりました。はい。
3:30:47	はい。規制庁の今田です。お待たせしました。こちら、今の、今現時点ではこちらの認識と共通になってございます。
3:30:57	トウミ左の欄のですね理屈のところ、SAのところの書きぶりも含めて固まった段階で、また、このカツキ水感知器設計のところを確認しましてそれで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:31:10	問題なければ、そこに、その時に合わせてここはグレーハッチングにしたいと思います。
3:31:15	それで一通り終わりました、
3:31:21	ですねちょっと上から幾つか確認をしたいんですけど、ちょっとお待ちください。
3:32:12	一つ。
3:32:13	すいません規制庁の今田です。
3:32:15	そしたらですね、一番下のピットの燃取用水ピットとか復水ピット以外で、ちょっと確認ができてないと感じてる場所があれば関西電力の方から発言をお願いします。
3:32:58	関西電力赤井です。特にございません。
3:33:10	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。
3:33:13	それではちょっと最後にですね、ループ室と、あと、
3:33:17	シムラ配管室の環境条件のところで括弧書きでちょっと共通認識をとっていたところの確認をしたいんですけども、
3:33:26	今まで、とりあえず今上がっているすべての
3:33:31	そのですね、環境条件なりを確認していきまして、ちょっと我々として考えてるのはまず一つ目に、消防法の施行規則の世界の中で、
3:33:45	考えると、その上で、消防法施行規則の中で、水蒸気成田か天井なりで、消防法施行規則通りに設置できないという、
3:33:57	条件がありますと、我々として考えているのは具体的に言うと高天井と、あと、
3:34:04	何でしたっけ、水蒸気と、あと、
3:34:09	障害物により感知できないというのも
3:34:13	消防法施行規則の中で決まっている話でそれに対応できないというところがあったのでとりあえずその三つぐらいは、消防法施行規則の中でできない場所と、
3:34:23	こういうふうにして整理されていると思います。その上で、ループ室であったりだとか、
3:34:31	シムラ配管室のところも、その消防法施行規則の世界の中で、処理できない場所というふうにして整理をされるのかなと思っています。
3:34:45	なのでちょっとこのループ室とかですね、
3:34:49	シングル配管室のところについては、
3:34:53	さっき言ったような、
3:34:58	水蒸気とかがという、水蒸気とか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:35:03	高店とか、障害物とかっていうところを除いて、消防法施行規則の考えで設置ができないような場所ってところの
3:35:17	その他の間、都市環境条件ってところで整理ができ何かしらできるんじゃないかなと考えているんですけども、関西電力としては、今の
3:35:29	話について、
3:35:30	いかがでしょうか。
3:35:44	関西電力赤田です。今、今野様がおっしゃっていただいたこと等について、
3:35:50	こちら、内容を理解しました。
3:35:54	取付面の高さであったり水蒸気であったり、障害物の関連といったところで消防法通りに技術的に設置できないところ、
3:36:03	一つとして、何かしら整理ができないかということで、検討させていただきます。
3:36:11	はい。規制庁の岩間です。ありがとうございます。ちょっとこちらの方でも引き続き検討しますが関西電力の方でも
3:36:17	書きぶりですねという環境条件として、示すかっていうところは検討の方をよろしく願います。
3:36:25	それですね、その消防法の世界ではそういう整理で、そのあとの話なんですけど、
3:36:31	消防法上は設置はでき、消防法の世界の中では設置はできるけれども、
3:36:38	適切でないというふうに整理をした被ばくのところです、それはまた
3:36:44	今の障防法の世界の話とはちょっと対また次のステップの話になるとは思っていますので、その
3:36:51	その他で整理した後に、その消防法の世界、障防法じゃないところで、被ばくが問題になるんだよっていうところを
3:37:02	そういう何か考え方でステップで段差をつけてちょっと整理をして、
3:37:07	いくのが適切なのかなと、ちょっとこちらは考えているところです。
3:37:12	このところについても、関西電力の方、ご理解いただけますでしょうか。ちょっと説明がつかなかったところがあるんですけども、ちょっとわからないところなどあればちょっと発言をお願いします。
3:37:31	関西電力熊倉です。今今野様からおっしゃっていただいたことについては内容、理解しました。
3:37:37	先ほどのような障防法通りに、技術的に設置ができないところと、
3:37:44	あとは設計はできるんだけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:37:47	いろいろな様々な理由で、それが適切でないようなところ、この二つ。
3:37:54	は、大きく分けて、
3:37:57	整理をするべきだと、そういうところで、こちら理解してございます。
3:38:06	はい。規制庁の今野です。
3:38:09	ちょっと私の説明ちよつとつかなかったんですけども、ちよつとうまくご理解いただいたみたいで、今の発言でちよつとこちらと認識は合ってるのかなと思っていますので、
3:38:19	ちよつとそういったところも踏まえてですね、そうですね基本設計方針書かれる際はちよつと検討していただくとともに、ループ室とかシンプル配管室の環境条件の書きぶりはちよつと引き続き検討をお願いしますというところ。
3:38:35	です。はい。
3:38:36	この点について関西電力から何かあればお願いします。
3:38:46	関西電力熊倉です。特にございません。先ほどおっしゃっていただいた整理の方を引き続き検討させていただきます。
3:39:00	はい。規制庁の岩間です。承知しました。ありがとうございます。それでは、ちよつと最後の項目に移りたいと思います一番下の刀禰鳥居オチFITとあと、復水ピットのところをお願いします。
3:39:16	はい。まず、ちよつと関西電力の趣旨認識を確認したいんですけども、この復水ピットとか面取りピットっていうところは、
3:39:28	環境条件じゃなくて、十分な保安水準として、定義は使用、確認をしようとしていなくて、別の整理で、
3:39:41	技術基準規則への適合を説明しようとしているというふうに、私はちよつと理解をしてるんですけど、今の保安水準というところではなくて、新規制から変更なしっていうところで説明しようとしているのですね。
3:39:54	その理解でよろしいでしょうか。
3:40:00	関西電力、小岩様の認識に相違はございません。
3:40:05	はい、規制庁のようなやつありがとうございますそうするとちよつとどういう理屈でしょう。技術基準規則に適合しようと、薄適合してることを説明しようとしてるかって、
3:40:15	説明していただけますでしょうか。
3:40:32	関西電力若井です。
3:40:34	燃料取替用水ピットエリアと復水ピットエリアとしているところなんですけれども、それぞれ一つの火災区画でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:40:43	その中にあります機器というのが、燃料取替用水ピット等復水ピットそのものであり、
3:40:52	トレーラーはですね、
3:40:56	毎月火災が発生したとしても、
3:41:03	これらの機器が持つ、
3:41:06	機能というのは、水を送るところだと考えておりますので、その給水にかかる配管ってというのが、水中にあると。
3:41:16	なので、火災の影響は受けないので、
3:41:19	技術基準、
3:41:21	本庁としても、
3:41:23	満足していると。
3:41:25	そういうふうを考えております。
3:41:35	はい。規制庁の今野です。技術、そうですね。説明は、説明された内容については理解はしました。
3:41:45	衛藤、菅教授、その他の十分な保安水準を達成するとしている。これまで整理してきたような上の環境条件のところと、
3:41:56	今回のこのピットのところでは、
3:41:59	その処理の仕方っていうんですかね。
3:42:04	に違いがあるように思うんですけど、そういった点の違いみたいなのは説明できますでしょうか。
3:43:14	はい。
3:43:30	関西電力熊倉です。八尾さん申し訳ないんですけどももう一度、質問のところ、お伺いしてもよろしいでしょうか。
3:43:40	あ、はい。規制庁の今野です。今回、
3:43:44	復水ピットエリアとか燃取りピットエリアは
3:43:48	なんて言うんですかね。
3:43:54	そうですね。上の環境条件のところ十分な保安水準に整理しているものとは違う整理をしよう。菅カツキ設計のところではない。
3:44:05	整理をしようとしているように見えるんですけど、
3:44:11	そう、そのようにできる、そのように区別をしているところの
3:44:17	何ていうんですかね理由であったり違いであったりっていうところは、何があって、この復水ピットとか、燃料ピットはそういう特別な対応っていうかね、をしようとしているのかっていうところをちょっと説明していただきたいと。
3:44:30	すいません、そういう主治医でそういうことをお聞きしていますと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:45:16	関西電力原子力事業本部ウシジマでございます。ただいまのご質問に対してのお答えになりますけれども、環境条件という形で今まで保安水準について整理をして、参っておりますので、
3:45:30	保安水準にあたって消防法施行規則通りに設置できるか否かということに照らしてですね、高さであったり水蒸気であったりということで、見ていうエキたわけでございます。
3:45:43	しかしながらこの投資主ピットですね、復水ピット等につきましては私どもちょっと違う手前側の段階で、これは切れるものと考えてございます。設置許可段階のテンパチに記載されている事項をそこも右側の
3:46:00	理由のところに抜き出して書いてございます。設置区が基準規則に照らしてですね、確認された事項としてテンパチに記載していた事項としては、
3:46:11	可燃物がないこと思えるものがないということ、そういったことでもってですね、法案線設置する必要がないとしてございました。
3:46:23	今回、前のヒアリングでもおっしゃっていただいたと思うのですが、バックフィットの要求を踏まえて、要件が変わりますと、
3:46:35	カネカ従前から私どもが、可燃物はオカないので燃えるものがないと、燃えるものがないから感知器は要らないとしてた理屈の部分ですね、いや、バックフィットでは、それが燃えるものが、何がしかある。
3:46:53	いう前提に立って網羅的に監視をするんだという観点に立たと理解してございます。その上で、今回これをですね、かんがみた場合に、この条件のうちの可燃物がないことからいうところは、
3:47:08	条件からはなくなると、いうふうに理解をする、するのですが、その上で、
3:47:18	安全機能というところに着眼した場合にですね、燃えるものがあつたとしても、このピットのからの安全停止等に関わる送水機能というところの、
3:47:30	水を貯めてるところに、監視ですね、燃えるものがあつたとしても影響は、悪影響を与えることはない、という点この点には変わりがないと考えましたので、
3:47:41	その点をもって、
3:47:44	何て言うんすか。今までこの上で確認してきた保安水準の議論とは違う手前のところですね、
3:47:56	確認ができて、問題ないと、そのような考えでございます。ちょっとうまく文書化できてないところがあるかもしれませんが、今ちょっと考えについて、求められましたので、申し上げました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:48:10	以上です。
3:48:15	規制庁の岩野です。少々お待ちください。
3:49:28	規制庁の矢内です。すみませんちょっとお待ちください。
4:00:40	すみません規制庁のイワノsお待たせしました。
4:00:43	今さっきちょっと説明していただいたところですが、ちょっと何か、今、おっしゃりたいところは、こういうことなんじゃないかなってところをちょっと想像していたんですけども。
4:00:57	技術基準規則の 11 条のところをちょっと見ていただきたいんですけども、準備できますでしょうか。
4:01:14	規制庁の今野です。準備できましたらお声掛けいただけますと幸いです。
4:01:39	監査委員の久下熊倉です。技術基準規則の 11 条、用意ができますのでお願いします。
4:01:46	はい規制庁のようなです。ありがとうございます。この 11 条の柱書のところですけど、DB施設が火災によりその安全性が損なわれないよう、
4:01:56	次に掲げる措置を講じなければならないというふうになっていて、11号、1項2号3号、1号、
4:02:05	そうですね、1号2号3号というふうに書いてあるんですけど。
4:02:11	今回の薄福士ビットエリアなり使用済み燃料ビットエリアなりっていうのは、そもそもその措置を講じなければならないってあるけれども措置を講じなくていい場所だと。
4:02:23	そういうところで、
4:02:26	1号2号3号の世界の中に入らずにその手前のところで、
4:02:33	別の整理ができるんですけどっていうそういうことを説明されようとしていたのかなと思うんですけど、それは関西電力と認識と合っていますでしょうか。
4:02:48	関西電力牛山でございます。岩野さんは私のちょっと拙い説明のところ、そちらでの解釈についてですね、ご説明いただいてありがとうございます。
4:03:01	11条の一番の冒頭書きのところですね、安全性を損なわれないように、施設動くという要求にいただく場合に、この復水ピット等はですね、損なわれることがないと。
4:03:14	いうところを、私ども認識してございますので、従って、その下、各論の設計である2項の感知器の設計、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:03:25	そして管理機能を設ける必要がないのだと、このような考えでございます。以上です。
4:03:48	すいません規制庁の岩野です。すいませんちょっとお待ちください。
4:07:10	ちょっと。
4:07:24	はい。すいません規制庁の矢野です。大変お待たせしました。
4:07:28	今、ちょっと牛島さんはからちょっと説明していただいたところと、あとちょっと私も
4:07:36	説明した内容でちょっとすいません。
4:07:40	まず牛島様から説明していただいた内容について理解はしました。あとでちょっと私から説明した内容もですね、ちょっと法令上の関係で最後ちょっと、
4:07:51	どううまくちょっと整理できるかどうか事実確認をしなきゃいけない点もちょっとありまして、ちょっと私が
4:07:58	ちょっと言い過ぎてしまったところもあったかもしれないのでちょっと最後法法令上の整理をどうするかっていうところは、
4:08:06	細かいところ、細かいところっていうんすかね、ということはちょっとあるかもしれないんですけど大きく
4:08:14	環境条件とかに入る手前のところで切るっていうところについてはちょっと共通認識がえられて大体同じような考えで、手前で切りたいと思っているというところはちょっと、
4:08:24	ある程度は一致したのかなと。
4:08:27	そういうふうに考えています。
4:08:30	その上で、
4:08:33	そうですね、ちょっと特段の措置を講じなくてもいいよっていうところの、特段の措置を講じなくてもいいっていうところは、河西。
4:08:44	このピットの火災区画内にある機器と、あと火災区画外にある機器、この両方に対して、特段の措置を講じなくても、
4:08:53	影響、安全性が損なわれることとか機能が損なわれることがないんだっていうことを、
4:09:01	が、説明されているようなそういうような、
4:09:05	場所については、このピットのような、ど、特段感知器を設置しなくても良いっていうそういうような、整理ができるっていうことを説明されようと思っていて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:09:17	いると思っているんですけどすみませんちょっと長くなってしまったんですけど、こちらの認識間違いと相違ないかどうかちょっと回答をお願いします。
4:09:29	はい。関西電力原子力事業本部嶋でございます。今おっしゃっていただいたところかと思って、私ども持っております、ピットという中の、
4:09:40	区画内のピットというところに目を向ければ、その中が火災を想定したとしても、送水機能に影響を及ぼすことがないというのが一つの考え方としてあって、
4:09:52	加えて、素行の中で火災があったとしても、その外部ですね、きつとの外部の他の隣接の区画、
4:10:03	に対して悪影響を及ぼすことはない、主なこの両面から見ても、このピットの中に監視するというかの感知器を設置する、する必要はないと。
4:10:15	そのような考え方になるのだと思っております。以上です。
4:10:22	はい。規制庁の今田です。ありがとうございますその、今おっしゃっていただいた点について
4:10:28	衛藤共通の理解がえられているということは確認できました。で、後者のところですね火災区画外に、火災が発生した図示したとしても火災区画外に影響が、
4:10:40	ないんだというところの説明については、今、
4:10:44	火災感知器を設置しない理由というところについては書かれていないと思っておりますので、ここについてはちょっと検討した上でちょっと次回、回答をしていただきたいと思いますと思っております。
4:10:56	関西電力におかれてはよろしいでしょうか。
4:11:04	関西の原子力事業本部クマクラです。
4:11:09	浅井国内に影響を与えないというところの理由について、しっかり記載させていただきたいと思っております。現状ですけれども、ピットの側面であったり、低迷であったり、金属でできてますので、
4:11:23	そういうようなそのようなことから、延焼しないということを考えてますので、その点、記載を充実させていただきたいと。
4:12:02	はい。規制庁の今野です。承知をしました。
4:12:06	そういったところでちょっと、
4:12:10	火災感知器を設置しなくても、設置しない理由というところを、火災区画内と火災区画外の火災防護上重要な機器、
4:12:20	と体制施設設備ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:12:23	そういったものを、すいませんそういったもの、火災区画内と火災区画外の機器に対して、どちらも影響がないんだというところの理由のところをちょっと整理を、
4:12:33	していただいた上で、そういうような場合っていうそういうような、
4:12:40	環境条件とかに入る前に切れる条件ってというのはどういう条件なのかっていうところをちょっと抽出していただいでですね、
4:12:50	例えばですね今、そうですね、この環境条件という枠にとらわれずにどういう条件だったらこの
4:12:57	ピットのような場合が適用できるのかっていうところはちょっと整理をして、
4:13:02	衛藤書いてこの表でも良いので、どこかに書いていただきたいと思っています。
4:13:10	当関西電力におかれてはいかがでしょうか。
4:13:17	関西電力、熊倉です。
4:13:21	今のコメントについて、承知いたしました。
4:13:26	火災感知器を設置しなくても、
4:13:28	当該火災区画内の機器には影響を与えないことと、
4:13:34	火災区画外に好影響を与えないこと、この二つがポイントだと思いますので、そういった環境条件というように、
4:13:43	ちょっと記載の方を、
4:13:45	修正させていただきたいと思っています。
4:13:48	はい。規制庁の今野です。ポイントと、今言っていたポイントについてはこちらもその点が重要だと思っています。それを環境条件というふうに整理をするのか、ちょっと前段のところの
4:14:01	そういうことが適用そういう処理が適用できる条件として処理するのかっていうところはちょっと検討をお願いします。
4:14:09	これについては今のところちょっとこちらから確認する事項は以上になります。このピットのエリアについて関西電力から、
4:14:19	何かあればお願いします。
4:14:26	関西電力原子力事業本部嶋でございます。先ほど考え方についてはクマクラからご説明した通りでございますが、私ども 11 条の
4:14:36	冒頭書きのところ 2 照らしてですね、感知器をせず、考慮する必要がないと、といった論旨で組み立てを考えたいと思っております。以上でございます。
4:14:52	すいません規制庁の関です。ちょっと棒、論旨のところの最初のところ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:14:59	ウシジマちょっとおっしゃっていただいたところあるんですけど、ちょっと私たちも、
4:15:06	ちょっとこの法令適用するにあたってですね何が正しいのかっていうのはちょっと今一度ちょっと確認を取りたいと思ってますので、
4:15:15	ちょっと素行に最後、論旨が落ち着くかどうかっていうのはちょっと今日はすいませんがちょっと保留にさせていただきます。
4:15:22	ただ、サブ的なところろうで、それなりに
4:15:28	技術的に
4:15:34	福祉要請がないエリアなんだろうなというところは
4:15:40	認識の共有は取れておりますのでそれをちょっとどういうふうに法令的に読んで、どういうふうに整理するのかっていうのはちょっともう一度私たちの方で確認をしさせていただいてそれ、その上で、
4:15:53	ここのところの事実確認を進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いします。
4:15:57	私以上です。
4:16:00	はい。関西電力原子力事業本部牛島でございます。関さんありがとうございます。私も先ほどそのようにご説明、頭書きに、11条の頭書きに引っかけてと。
4:16:12	申したもののですね、金属製の製品を買うん使うとですね、発生防止とかそういった観点の考慮はしてるんじゃないかと。そういった、
4:16:22	こともあるかとは思いますが、私たちの趣旨としては、2項の火災感知、ちょっと今回の議論ではありませんけど消火、そういったところにですね、要求事項がかかっているものでは、
4:16:36	そこに対して対応する必要はないのではないかと考えているところでございますので、ちょっと組み立て方については、こちらでも検討させていただければと思っております。以上です。
4:16:48	はい規制庁のセキつわかりました認識同じで、そういう意味ではパーツパーツⅡがきちんとまずちょっと整理されて欠けているというところが重要で後はそれを最後どう整理するかっていうところで進めていきます。以上です。
4:17:03	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。
4:17:07	そうするとですねこれでちょっとここ、確認したい事項は本日はおありになります。その上で、一つお待ちください。
4:18:45	はい。すいません規制庁の関です。一応これで今日できること、お伝えしたかったことは私たち以上であります。それで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:18:55	大体今日のまとめさせていただくと、
4:19:01	カクウ。
4:19:04	絵里衣エリア感知器別にやってきましたけど、
4:19:10	左からいくと、組み合わせ設置場所環境条件から、
4:19:19	等保安水準が確保できる理屈のところぐらい。
4:19:24	のところについては、大体 8、いくつかできてない部分ありますけれども ファクトチェックをして、
4:19:34	しまえば、大体次回ファクトチェックをしてですね
4:19:42	記載すれば塗れるというところまでの認識の共通ができてきていると思 いますので、ちょっとそこのところはまず 1 点、
4:19:54	修文をしていただくとともにちょっとファクトの良い補足説明資料の準備 の方をお願いできればなというふうに考えています。
4:20:03	それからこの不安理屈のところを整理していくと最終的、最終的に出て くるのは換地設計として求められるのは、保安水準については、
4:20:14	同一区画内にある感知器、
4:20:20	んなりのところで漏れなく確実に検知できるからっていうところにして、そ れに見合う感知器設計というところで、私たちはこれから見ていくという ことになるかと思えます。それについて、
4:20:32	漏れなく確実にということが今までずっと議論させていただいていた気 流の流れなりのところで、確実に火、
4:20:43	ヒットするところはどこなんだっていうところを、ご説明いただいて、
4:20:50	それをきちんと換地設計としてかけ合わせていただいて、それに見合う 資料を用意していただくということが、
4:21:02	必要であって、そこのところは順次確認をしていきたいと思えますちょっ とここについては若干濃淡ありますけれども、資料だけであれば終わる ところもあると思えますしあるといろいろ思えますけれどもまだちょっと そういう流れで、
4:21:15	一つ一つ確認の方、最後確認をしていきたいと考えております。
4:21:21	これとともに大体
4:21:25	環境条件ごと 2 綺麗にできましたんで、
4:21:33	ある意味基本設計方針とかも書きやすくなってきているのかなあという ふう
4:21:39	であるとか、設計の段のところで、説明すべき整理もできてきてるので ある程度卑怯セキ法人が綺麗に書けるような素材はそろったのかなと 思ってますのでそこは事業者の方で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:21:53	お考えいただいて、基本的方針なりというところも、できるのであれば、着手して進めていただくという流れになるのかなというふうに考えております。
4:22:08	そういう形でちょっと進めていきたいと思いますが具体的なスケジュール等々、何かあれば、そちらの方からもしてください。
4:23:01	はい。加来監査役原子力事業本部ウシジマでございます。今日はそこまでヒアリング対応ありがとうございます。本日いただきました事実確認の上です、江藤先日来、いただいております宿題もございます。
4:23:17	その辺りの回答ですね、来週の月曜日にですね、電子データで提出できるように頑張らせていただきたいと思います。その上で、その内容を確認いただいて、またヒアリングの設定等はですね、
4:23:31	まだ事務局を通じてお願いできればと思いますが、まずは、月曜日のちょっと時間はお約束できないんですが、資料提出を目指して頑張りたいと思います。
4:23:48	はいわかりました催促ということだと思いますので、
4:23:53	ぜひお願いします私たちもできる範囲のこと、できることはしっかりしたいと思いますのでよろしく。
4:24:00	お願いいたします。私から以上になりますが最後にちょっと昨日、
4:24:09	環境条件等エリアとの違い、帰り大きかったところをちょっと環境条件に大分合わせていただいて議論ができたということで議論が非常に
4:24:24	うまく進むことができたということそれから、
4:24:27	についてはもう感謝したいと思います。それから、今日はプロ打たれて高田クマクラさんなのかな円滑な
4:24:36	出席いただいて円滑に進むことができました感謝申し上げます。私からは以上です。
4:24:45	はい。規制庁の今田です。
4:24:48	それではですね、ヒアリングについては後程事務的に監視東京支社と調整させていただきたいと思います。それでは本日のヒアリングは終わりたいと思います。ありがとうございました。少々お待ちください。
4:25:05	はい。規制庁の岩根ですすみません。最後に関西電力から何か、全体通して何かあればお願いします。
4:25:17	はい。関西電力原子力事業本部芝でございます。本日は遅くまでヒアリング対応ありがとうございました。環境条件に沿った整理になったことで、シンプルな

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:25:29	新しくなったということでこちらも感謝してございます。合わせてのと並行してですね、資料を直しながら、確認いただくということでちょっとお時間をとった点もございますが、
4:25:42	その辺おつき合いいただきまして感謝いたします。ありがとうございました。私からは以上でございます。
4:25:50	はい、原子炉規制庁の今野です。ありがとうございました。それではこれで本日のこれにて本日のヒアリングを終わりたいと思います。
4:25:57	ありがとうございました。はいありがとうございました。よろしく願いしました。
4:26:02	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。